

<資 料>

2015年度後期・公開講座

「市民と弁護士（3）」

——ドイツ弁護士職の動向を眺めつつ、
若干のまとめ（2015年12月5日）——

豊 田 博 昭
山 田 明 美

I はじめに

(1) ドイツ連邦共和国（Bundesrepublik Deutschland）とは、どのような国か（外務省・ドイツ基礎データサイト・2014年情報参照）。

人口は8094万人，国土面積は35,7万平方キロメートル（9か国と国境を接する），首都はベルリン，首相はアンゲラ・メルケル氏（キリスト教民主同盟），政体は連邦共和国制（1990年に統一，16州・旧西独10州，旧東独5州，ベルリン州）。経済は世界有数の先進工業国，貿易大国で，GNPの規模は欧州1位。なお，報告では1ユーロ＝137円で換算した（2015年9月当時のレート）。

(2) 最近の「ドイツ弁護士職」の状況等は，最近のドイツ弁護士会雑誌（Anwaltsblatt），立法資料，統計資料，インターネットサイトの情報，代表的な教科書・参考書などを参照している。

II ドイツ民事訴訟事件の動向 資料 I

(1) 第70回（2014年）ドイツ法律家会議の資料参照

1 民事訴訟事件の動向（2002年～2010年）

第一審裁判所の訴訟事件，地方裁判所・控訴事件の事件数が低減して

いる。訴額別、事件分野毎の考察。

ラント毎の事件動向では、特に第一審地裁事件で、新ラント地域における事件数の減少率が高い。

2 訴訟事件の減少原因の検討

人口の増減の影響、裁判外紛争解決方式の拡充との関係、経済の好況との関係など、複数の原因が考えられる。

Ⅲ ドイツの裁判所・法律家 **資料2**

(1) 連邦・ラントの裁判所

(2) ドイツの法律家（裁判官、検察官、弁護士）

裁判官や検察官に比して、弁護士の人口の増大が顕著である。「弁護士の氾濫」といわれる（ベルリン新聞 *Berliner Zeitung* 2015年11月22日）。

(3) 加えて、各国の法律家・弁護士の動向も参照すると、世界的に弁護士職の人口が近時、増加する傾向が強く、かつ、女性の弁護士職への進出が目立つ。

Ⅳ ドイツ弁護士の動向 **資料3**

(1) 1990年代、そして2005年までドイツの弁護士人口は、毎年、増加を続けた。2015年には、16万人をこえる弁護士が活動している。この間、女性弁護士数も増加し、弁護士人口に占めるその割合は約34%になっている。

しかしこの間の民事訴訟事件は、逆に低減傾向にある。弁護士人口の増加は、そのまま訴訟事件の増加にはつながらないとみることができよう。

(2) 弁護士人口の増減の原因？

ドイツ統一（1990年）の影響、法学部学生数の動向、法学部への女子学生の入学増加。そのほか経済の動きとの関係も考慮要因であろうが、本報告では確たる事象を確定できなかった。

(3) ドイツの弁護士は稼いでいるか？

- 1 経済領域を専門にする弁護士や大規模事務所の弁護士など、一部の弁護士は高い収入を得ている。
- 2 他方、ドイツ弁護士の大多数は小規模または中規模の事務所で働き、その収入は他の職種と比較してもそれほど高くはない。
区裁における民事訴訟事件での弁護士代理事件の多さからは、ドイツ弁護士職の「薄利多売」の業務形態の傾向がうかがえる。
- 3 ラント別および性別による収入の格差もみられる。

V ドイツ弁護士の業務活動 **資料4**

- 1 司法の独立した機関としての弁護士（連邦弁護士法）
- 2 最近の弁護士像の変化
司法機関から法的サービスの提供者へ
- 3 裁判外の紛争解決制度の拡充
裁判外の法的サービス提供法（2007年）
裁判外の紛争解決制度・ADRの拡大
民事訴訟法の改正，調停法の制定（2012年）
- 4 弁護士事務所
伝統的な単独事務所に対して，最近の共同形態の事務所の増加。
- 5 弁護士報酬
法定の手数料原則（弁護士報酬法）は，利用する市民に分かりやすい。
しかし，弁護士の労働意欲にとっては必ずしもプラスとなるルールといえるかは，疑問にみえる。
- 6 専門弁護士の称号
連邦弁護士法43条c，専門弁護士規則（2008年）による。弁護士間の競争において「○○分野に強い弁護士」という肩書は，依頼者の獲得にとって有利に働くと考えられる。利用者の市民にも，わかりやすい。
しかし実際は，それに消極的な弁護士も少なくない。

7 権利保護保険

ドイツ弁護士職にとって、この制度は大きな収入源のひとつとなっている。

(以上、豊田担当)

VI ドイツの民事法律扶助制度 資料5

権利を求める市民にとって、費用の壁、専門家の壁を打開する方策として重要である。しかし、ラントの国庫からは、分割払いで返済される額は多くなく、付添い弁護士に支払う費用負担は相当に重いという声が強い。近時に行われた2013年の法改正は、濫用的な申立てを排除し、付与決定後の当事者に対する事後的な管理手続きも厳しくする方向が目指された。

ここでは、2013年改正法に基づくドイツの法律扶助制度について紹介する。

1 2013年改正訴訟費用援助法

- (1) 付与要件 (ア) 主体的要件 (資力要件), (イ) 客体要件 (勝訴要件)
- (2) 訴訟費用援助の審査・付与手続
- (3) 訴訟費用援助の裁判
- (4) 弁護士の付添い
- (5) 訴訟費用援助の効果
- (6) 裁判所による付与の取消し

2 訴訟費用負担との関係

3 2013年改正助言援助法

- (1) 要件
- (2) 助言援助の内容・効力範囲
- (3) 助言援助の審査手続・助言援助の実施
- (4) 付与の取消し
- (5) 不服申立て

(6) 費用との関係

(以上、山田担当)

Ⅶ ま と め

- (1) 弁護士人口の増加と訴訟事件数は、直ちには関係しないようである。しかし、日本（人口、経済）と比較した場合、ドイツの民事訴訟事件数はすでに相当の件数であって、むしろ日本の民事訴訟件数が少なすぎるのか、それとも、ドイツの民事訴訟事件が飽和状態なのか考えてみたい。
- (2) 女性にとって、弁護士職は今後も進出が予想される分野と思われる。わが国も同様の傾向がうかがえるが、評価できる方向であるとともに、性別による差別があるならばそれは排除しなければならないと考える。
- (3) 弁護士数の増加は、弁護士職の業務形態や活動分野にも影響する。仮に一定社会（国）の訴訟事件数に上限があると考えれば、活動の場を訴訟外での法的助言や紛争解決（予防司法）、また民間企業や官公庁内に求めることはわが国でも同様にありうる方向であり、必要でもあると考える。
- (4) 専門弁護士の称号、すでに実施されているが権利保護保険のいっそうの拡充など、わが国でもさらなる検討が進められるものと思われる。
- (5) 世界的に法律扶助の縮小傾向のなかで、わが国の法テラスはいま発展途上にあり、いっそうの拡充が望まれる。

(以上、豊田・山田担当)

市民向けの公開講座の資料であり、参考文献も限定的なものにとどめ、表記方法も簡略化している。この点をご容赦頂きたい。報告内容は、機会を改めて考察し、近い将来原稿にしたいと考えている。その際に、参考文献も正確に掲示させていただきます。

資料 I

II ドイツ民事訴訟事件の動向

二つのドイツ論文を参照して、ドイツ民事訴訟事件の動向をみることにした。それぞれの分析は、各論文の執筆者の見解に基づいている。

1 第70回ドイツ法律家会議資料

マリーエ・ルイズ・グラフ・シュリッカー連邦司法省・消費者保護局長「アウト寸前の民事訴訟？—民事訴訟件数の減少—」AnwBl 2014, S.573ff.

第70回ドイツ法律家会議（Deutschen Juristentag 1860年設立。約7000人の法律家会員）は、2014年9月17日および18日、訴訟法部会において「民事訴訟の将来」に関する議論を行った。事件数からみて、権利を求める市民の間で、民事訴訟への期待度が低下していることがうかがえる。

2 民事訴訟事件の事件数

2002年から2012年までの民事訴訟事件の既済事件につき、訴額、事件分野、ラント毎に調査した。

(1) 第一審既済事件

ア 第一審裁判所である区裁および地裁において、2002年から03年は増加したが、04年以降になると事件数は減少する。08年から11年にかけて低減傾向が続き、12年には、区裁、地裁のいずれにおいても顕著な減少が認められる。*

イ 04年以後の事件数の減少率は、区裁で約23%、地裁で約19%である。督促手続の事件数は、同じ期間で約36%減である。

年	区裁・民事訴訟事件 (前年比%)	地裁・民事訴訟事件 (前年比%)	督促手続 (前年比%)
2002	144.3万 (+1.6%)	41.2万 (+2.5%)	858万 (+3.7%)

2003	150万（+4.0%）	42.6万（+3.4%）	947万（+10.3%）
2004	149万（-0.1%）	43.9万（+3.1%）	905万（-4.4%）
2005	140万（-6.5%）	42.4万（-3.5%）	856万（-5.4%）
2006	131万（-6.1%）	38.1万（-10.2%）	790万（-7.7%）
2007	126万（-3.9%）	37.3万（-2.0%）	689万（-12.8%）
2008	127万（+0.8%）	36.6万（-1.9%）	676万（-1.9%）
2009	124万（-2.3%）	36.8万（+0.7%）	673万（-0.4%）
2010	121万（-2.5%）	37.2万（+0.9%）	643万（-4.6%）
2011	119万（-1.1%）	37.2万（+0.1%）	601万（-6.4%）
2012	115万（-4.1%）	35.5万（-4.5%）	582万（-3.2%）

* なお、報告者が参照した統計数値（Statistisches Bundesamt, Fachserie 10 Reihe 2.1, Rechtspflege, 2014年版）によると、特に地裁既済事件、区裁督促事件の数値が上記表のそれと異なる。https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Thematisch/Rechtspflege/GerichtePersonal/Zivilgerichte/2100210147004.pdf?__blob=publicationFile. 事情は不明であり別の機会の検討に委ねざるをえないが、本稿はさしあたりグラフ・シュリッカー論文に従っている。また同14年版によっても、区裁、地裁のいずれにおいても2013年、14年と既済事件数の減少傾向はさらに続いている。

(2) 控訴、上告、不許可抗告の事件数

ア 地裁・控訴事件数

7.5万件（2002年）→7万件（03年）→6.3万件（06年）→6.09万件（10年）→5.7万件（12年）

イ 高裁・控訴事件数

5.6万件（2002年）→5.6万件（03年）→5.7万件（06年）→5.3万件（10年）→5.2万件（12年）

ウ 上告・不許可抗告

4.5千件（2002年）→3.8千件（03年）→3.3千件（06年）→3.1千件（10年）

年)→4.2千件 (12年)

3 訴額別の動向

(1) 第一審・区裁事件

訴額域全般で減少傾向、特に1000ユーロから5000ユーロの訴額域で減少幅が高い (日本円137円 = 1€ で換算すると、13.7万円から68.5万円に相当)。

訴額 (ユーロ)	2002年	2012年	増減率
300ユーロまで	23万件	20万件	-12%
300-600ユーロ	19万件	17万件	-11%
600-750ユーロ	6.8万件	5.9万件	-13%
750-1000ユーロ	10.9万件	9.9万件	-10%
1000-1500ユーロ	15.2万件	12.4万件	-18%
1500-2000ユーロ	11万件	8.7万件	-21%
2000-3000ユーロ	15万件	12万件	-21%
3000-4000ユーロ	10万件	9万件	-17%
4000-5000ユーロ	8.3万件	5.9万件	-17%
5000ユーロ超え	10.3万件	8万件	-23%

(2) 第一審・地裁事件の訴額動向

5000ユーロから1万ユーロの訴額域における26%の減少率が顕著であるが、訴額域全体で減少率は相当に高い。このうち5000ユーロまでの訴額域での77%の増加率が特徴的である。訴額が50万ユーロを超える領域になると、再び増加に転じている。

訴額 (ユーロ)	2002年	2012年	増減率
5000ユーロまで	1.8万件	3.3万件	+77%
5000-6000ユーロ	3.5万件	3.2万件	-9%

6000－7500ユーロ	4.1万件	3.2万件	－21%
7500－1万ユーロ	5.3万件	4.5万件	－14%
1万－1.5万ユーロ	6.5万件	5.2万件	－26%
1.5万－2.5万ユーロ	6.3万件	5.2万件	－16%
2.5万－5万ユーロ	5.7万件	4.9万件	－14%
5万－10万ユーロ	3.2万件	2.9万件	－10%
10万－50万ユーロ	2.7万件	2.7万件	＋1%
50万ユーロ超え	5.1千件	5.6千件	＋8%

(3) 高裁事件の訴額動向

地裁と同じような傾向がみられる。

4 事件分野ごとの動向

(1) 区裁判所

旅行契約事件，住居所有権事件（内部関係）が増加したのに対し，建築事件，会社法，隣人関係事件，医事責任事件の減少率が大きい。

事件分野	2004年	2012年	増減率
旅行契約事件	1.1万件	1.7万件	＋50%
住居所有権事件・内部紛争	2.0万件（08年）	2.8万件	＋38%
建築事件	2.6万件	1.5万件	－40%
会社法	4.3千件（06年）	2.8千件	－35%
隣人関係事件	1.1万件	8.2千件	－28%
医事責任事件	2.3千件	1.7千件	－26%
保険事件	4.2万件	3.7万件	－13%
人身傷害事件	1.0万件	9.5千件	－11%
賃貸借事件	3.0万件	2.7万件	－11%
その他賃貸借事件	4.1万件	3.4万件	－16%

売買事件	1.6万件	1.4万件	-10%
報酬請求	5.3万件	4.9万件	-8%
住居所有権・対外紛争	1.5千件(08年)	1.4千件	-8%
クレジット事件	2.2万件	2.1万件	-5%
交通事故事件	1.36万件	1.30万件	-4%
その他	68.6万件	38.6万件	-44%

(2) 地方裁判所

建築事件での26%の減少率が大きい。また、会社事件(55%)、カルテル事件(70%)の減少率が特に目立つ。区裁事件に比べて(26%の減少)、地裁・医事責任事件の増加率が大きい(62%)。また投資事件(Kapitalanlage-sachen)の増加率も高い(350%)。さらに、保険事件(202%)、会社法(100%)、営業上の権利保護(33%)も上昇している。

事件分野	2004年	2012年	増減率
投資事件	3.7千件(10年)	1.6万件	+350%
保険事件	4.1千件(10年)	1.2万件	+202%
会社法	1.1千件	2.3千件	+100%
医事責任事件	5.2千件	8.5千件	+62%
旅行契約事件	309件	431件	+39%
営業上の権利保護	1.1万件	1.5万件	+33%
交通事故事件	1.8万件	2.0万件	+14%
国家責任	4.3千件	4.6千件	+8%
報酬請求	1.1万件	9.7千件	-14%
賃貸借・クレジット	5.1万件	4.2万件	-18%
売買事件	3.1万件	2.5万件	-20%
建築事件	3.8万件	2.8万件	-26%
会社事件	5.7千件	2.5千件	-55%

カルテル事件	1.6千件（10）	500件	-70%
その他	19万件	12万件	-33%

(3) 地裁・商事部（裁判所構成法93条以下）

事件分野	2004年	2012年	増減率
カルテル事件	228件（10年）	324件	+42%
競争事件	6.0千件（10年）	7.7千件	+27%
会社法	4.0千件	4.3千件	+8%
商標事件	1.9千件	1.2千件	-37%
建築事件	5.7千件	3.4千件	-40%
代理商事件	2.5千件	1.4千件	-46%
その他	3.2万件	1.7万件	-47%

(4) 高 裁

建築事件が減少（40%）、他方で、売買事件（33%）、医事責任事件（25%）、国家責任事件（19%）は増加している。

5 ラント別の動向

(1) 区 裁

ラント	2000-03年	2000-06年	2000-09年	2000-12年
バーデン・ヴェルテンベルク	+3%	-8%	-13%	-18%
バイエルン	+9%	-1%	-4%	-11%
ベルリン	-5%	-9%	-20%	-25%
ブランデンブルク	-9%	-24%	-36%	-39%
プレーメン	0%	-24%	-36%	-39%
ハンブルク	+16%	+27%	+12%	+5%

ヘッセン	+ 2 %	- 5 %	- 7 %	-14%
メクレンブルク・フォアポンメルン	- 7 %	-24%	-35%	-38%
ニーダーザクセン	+ 5 %	- 6 %	-14%	-21%
ノルトライン・ヴェストファーレン	+ 1 %	- 8 %	-13%	-19%
ラインラント・プファルツ	+ 3 %	- 7 %	- 7 %	-20%
ザールラント	1 + %	-10%	-16%	-23%
ザクセン	+ 2 %	-19%	-28%	-30%
ザクセン・アンハルト	-15%	-26%	-37%	-40%
シュレースヴィヒ・ホルシュタイン	0 %	-12%	-13%	-16%
チューリッゲン	- 4 %	-22%	-33%	-38%

(2) 地 裁

新ラント（旧東ドイツ）地域はいずれも、40%以上の減少である。すなわち、ブランデンブルク（45%）、メクレンブルク・フォアポンメルン（41%）、ザクセン（44%）、ザクセン・アンハルト（49%）、チューリッゲン（45%）である。

これに対し、地裁事件では、旧ラント（旧西ドイツ）は増加のラントと減少のラントに分かれる。増加ラントは、バイエルン（8%）、ハンブルク（5%）、ノルトライン・ヴェストファーレン（5%）、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン（1%）であり、減少ラントは、ザールラント（23%）、ブレーメン（14%）、バーデン・ヴェルテンベルク（9%）、ラインラント・プファルツ（7%）、ニーダーザクセン（4%）、ヘッセン（2%）である。

ラント	2000-03年	2000-06年	2000-09年	2000-12年
バーデン・ヴェルテンベルク	+11%	+ 7 %	- 5 %	- 9 %

バイエルン	+11%	+15%	+2%	+8%
ベルリン	+2%	3%	14%	-17%
ブランデンブルク	-9%	-22%	-37%	-45%
ブレーメン	+8%	-5%	-8%	-14%
ハンブルク	+16%	+27%	+12%	+5%
ヘッセン	+14%	+11%	+4%	-2%
メクレンブルク・フォアポンメルン	-4%	-2%	-35%	-41%
ニーダーザクセン	+14%	+15%	-2%	-4%
ノルトライン・ヴェストファーレン	+12%	+7%	0%	+5%
ラインラント・プファルツ	+13%	+6%	-2%	-7%
ザールラント	+6%	-3%	-10%	-23%
ザクセン	-15%	-29%	-41%	-44%
ザクセン・アンハルト	-20%	-32%	-46%	-49%
シュレースヴィヒ・ホルシュタイン	+6%	+2%	-7%	+1%
チューリンゲン	-17%	-28%	-39%	-45%

(3) 高 裁

ア 新ラントだけでなく、すべてのラントで事件数は減少している。ただし、新ラントの減少率は比較的高い。メクレンブルク・フォアポンメルンの62%減から、ザクセンの28%減までである。また、新ラントの事件数自体もそれほど多くはない。

イ 旧ラントでは、ザクセン・アンハルト（39%）からヘッセン（9%）、ノルトライン・ヴェストファーレン（9%）までの幅がみられる。

6 民事訴訟事件の減少原因は何か？

グラフ・シュリッカー論文によると、事件減少については複数の原因が考えられるとする。

- (1) 国民の人口数は、2002年～12年の間に、8253万6680人から8184万3743人しか減少していない（約69.3万人、0.8%の減少）。

しかし、事件数の減少幅が大きいラントは、人口数の減少幅も大きい。ザクセン・アンハルト9.2%の減少、チューリンゲン7.1%の減少、メクレンブルク・フォアポンメルン6.3%の減少、ザクセン4.8%の減少がそれである。他方で、事件数が若干増加したラントは、人口数も増えている。ハンブルク4%、バイエルン1.6%がそれである。

- (2) 市民は低い係争価格の領域では、訴訟以外の紛争解決方法を選ぶのではないかと考えられる。

ある調査研究によると、市民が裁判所を訪れようとする平均訴額は、1950ユーロ（約26.7万円）である。ただし、市民の27%は、訴額が1000マルク（13.7万円）以下でも裁判手続を開始している。同調査によると、圧倒的多数の市民は原則的に司法を信頼しているが、手続期間に不満をもち、判例は非常に不統一とみている。

- (3) 建築事件の減少が、すべての審級で顕著である。事実関係が複雑で、経験の少ない若手の裁判官が担当すると、手続が遅延する。
- (4) 司法に対する国民の信頼は特に大きい。新しい法律問題については、司法による原則的な解明の要求が特に強い。消費者分野でも、企業分野でも、他の紛争解決方式の意義は高くない。

7 クリスチャン・ヴォルフ・ハノーバー大学教授「裁判外の紛争解決に対する民事訴訟一事件数にみる紛争文化の変遷―」 NJW 2015, S.1656ff.

- (1) 裁判所の新受事件の減少。区裁、地裁の第一審新受事件数は、ここ数十年、部分的に相当に減少している。

ア 1995年以降をみると、地裁の新受件数は、2004年に約44万件、2013年に35.9万件で、1995年以来、新受件数は14.33%の減少である。

イ 特に商事部の新受件数の減少が顕著である。1995年の既済件数は6.5

万件、新受件数は6.7万件、2013年の既済件数は3.5万件であり、95年当時の45.7%減となった。

(2) 同論文はつぎのような分析を示している。

ア 民事訴訟率 経済の好況的発展は、訴訟の事実上の増加を導く。国民総所得は、2000年から13年で32.93%上昇している。また、人口は1.9%減少した。民事訴訟率はこれらと逆の傾向にある。

イ 仲裁裁判権の魅力？ 主要な仲裁機関（ドイツ仲裁裁判所、国際商業裁判所、ロンドン国際仲裁裁判所、ストックホルム商業会議所国際仲裁裁判所）の仲裁事件総数は、2012年に1322件である。同年のドイツ地裁・商事部の取扱事件は3万6324件である。仲裁裁判所の事件数は商事部事件の3.6%であり、仲裁裁判権は民事裁判権の競争相手にならない。

ウ 理由のない訴え？ 理由のない訴え提起の傾向について、訴訟費用の裁判の分担結果からみると、区裁と地裁で傾向が異なる。区裁の費用分担は数年にわたり安定し、圧倒的に原告に有利な分担結果になっている。他方、地裁でも原則的には原告がたいの事件で勝訴しているが、近年、被告に有利な割合への変化が認められ、13年には52.59%になっている。

エ 商事部の事件 地裁・商事部の新受事件、既済事件の減少が非常に顕著である。商事部は、一名の職業裁判官が裁判長、2名の商事裁判官（名誉職裁判官）で構成される。これは、商人の専門知識を法発見に取り込む趣旨であるが、今日、商事裁判官がどの程度それに適任かは問題がある。商事部の管轄範囲が相当に拡張され、会社法・競争法上の事件までも管轄する。

オ 調停およびADR 立法者は、調停法（Mediationsgesetz）を制定して、民事訴訟法も法律によらない紛争解決モデルを当事者に義務付けることにした。

すなわち、原告は、訴状に、調停・その他の裁判外紛争解決手続が

訴え提起に先行しているか、当該手続の障害になった原因は何かについて記載しなければならない（民訴法253条3項1号）。また、和解裁判官による和解手続が規定された（民訴法278条4項）。さらに、裁判所は、当事者に対し、調停またはその他の裁判外の紛争解決手続を提案できる（民訴法278条a）。区裁事件の減少は、このような発展の現れであろう。

しかし、論者はADR手続のつぎのような問題点を指摘する。第一に、手続は原則として非公開である。第二に、ADR手続は初歩的な手続規則しかもたない。第三に、オンブズマンないし調停人の法的適格性が明確でない。調停法は、特定の職業上の資格を求めている（5条）。

なお、調停法については、渡部美由紀「ドイツにおけるADR」法律時報85巻4号44頁以下参照。

以上

資料 2

Ⅲ ドイツの裁判所・法律家（2012年12月31日当時）

Statistisches Bundesamt, Fachserie 10 Reihe 2. 1, Rechtspflege, 2013; 2014. 最高裁判所調査会編『世界の裁判所』66頁（最高裁判例調査会，1995年）など参照。

1 ドイツの裁判所

(1) 連邦裁判所

連邦全体	裁判官総数 459名	女性裁判官 111名
連邦憲法裁判所	16名	5名
連邦通常裁判所	129名	27名
連邦行政裁判所	55名	16名
連邦財政裁判所	59名	12名
連邦労働裁判所	35名	11名
連邦社会裁判所	43名	11名
連邦特許裁判所	110名	29名
軍務裁判所 (Truppendienstgerichten)*	12名	0名

* ドイツ連邦軍内の法的紛争を管轄する一審制の連邦裁判所。

(2) ラントの裁判所

裁判官総数は2万0382名で、そのうち、男性は1万9922名、女性は8074名である（なお、数値が合わないが、統計時期の違いによるものであろうか。この点も別の機会の検討で補完させて頂く）。

(3) 連邦およびラントの裁判所

連邦裁判所	所在地	組 織	組 織
連邦憲法裁判所	カールスルーエ	2部	
連邦通常裁判所	カールスルーエ。 ライプツィヒに支部	民事部12部	刑事部5部 (さらに8特別部)
連邦労働裁判所	エルフルト	10部	
連邦行政裁判所	ライプツィヒ	10部	
連邦社会裁判所	カッセル	14部	
連邦財務裁判所	ミュンヘン	11部	

ラント裁判所	16のラント (州)	組 織	組 織
区裁判所	655庁		
地方裁判所	116庁	民事部1510部	刑事部1660部
高等裁判所	24庁 (広域のラントには複数の高裁がある)	民事部498部	刑事部91部
ラント憲法裁判所	16庁		
労働裁判所	117庁	186部	
高等労働裁判所	18庁		
行政裁判所	51庁	上級200	
高等行政裁判所	15庁		
社会裁判所	69庁		
高等社会裁判所	13庁		
財務裁判所	18庁		
高等財務裁判所	15庁		

List der Gerichte (2015. 9. 28現在), Statistisches Bundesamt, Fachserie 10 Reihe 2. 1, Rechtspflege 2013年, 2014年など参照。

2 ドイツの法律家

	裁判官数	女性・比	検察官数	女性・比	弁護士数	女性・比
1998年	1万5547	4142 (27%)	4998**	1412 (28%)	9万1516	2万0497 (22%)
2005年*	2万0394	6423 (32%)	5106		13万2569	3万7953 (29%)
2010年	2万0411	7848 (38%)	5246	2152 (41%)	14万9184	4万8393 (32%)
2012年	2万0382	8185 (40%)	5132	2181 (42%)	15万4830	5万2464 (34%)

* 裁判官の2005年欄の数値は、2006年の統計値。またこの数値はラントの裁判官数と思われる。

** 検察官の1998年欄の統計数値は、1999年のそれである。

ラントの裁判所の裁判官総数は、2万数百名、検察官は近年、5100名前後で一定している。これに対し、弁護士数の増加が顕著である。十数年で5万人を突破してさらに増加傾向にある。ただし、増加率に陰りがみられる。またこの間の訴訟件数は減少傾向で、弁護士数の動向とは逆の傾向が認められる。

3 諸外国の弁護士人口の動向

弁護士の増加傾向はドイツに限らず、世界各国でも同様の傾向がみられる。また女性弁護士の割合も各国とも高くなっている。諸外国の法曹人口の動向・推移は、法務省・法曹養成制度検討会議第10回（平成25年3月14日開催）、資料1「法曹人口に関する基礎的資料」に詳しい。これに若干の資料を追加すると、弁護士人口の動向はつぎのようである。

(1) アメリカ合衆国

2016年	131万5561人	男性64%	女性36%
2015年	130万0705人	男性65%	女性35%

2010年	120万3097人	男性69%	女性31%
2005年	110万4766人	男性71%	女性29%
2000年	102万2462人	男性72%	女性28%
1995年	89万6140人		

ABA National Lawyer Population Survey, Historical Trend in Total National Lawyer Population 1878–2016; Lawyer Demographics, Year 2015, 2016 (http://www.americanbar.org/resources_for_lawyers/profession_statistics.html) 参照。

(2) ドイツ連邦共和国

1990年代から増加傾向、特に96年～2005年は6-5000人の増加、女性も2000人台で増加した。ただし2010年以降は減少に転じている（詳細は後掲IV）。

2015年	16万3513人	男性66%	女性34%
2010年	15万3251人	男性68%	女性32%
2005年	13万2569人	男性71%	女性29%
2000年	10万4067人	男性75%	女性25%
1995年	7万4291人	男性81%	女性約19%

Bundesrechtsanwaltskammer, Rund um den Anwaltsberuf: Statistiken der BRAK (<http://www.brak.de/fuer-journalisten/zahlen-zur-anwaltschaft/>) 参照。

(3) フランス

2000年から2009年までの間に弁護士数は4割増加、他方、司法官（裁判官、検察官）は、1994年間から2010年で2割増である。その実数は、裁判官が5854人、検察官が1909人である（2014年）。

2014年	5万8329人
2009年	5万0314人

2008年	4万5686人
2000年	3万6445人
1995年	3万1590人
1990年	1万9033人

(4) イギリス

弁護士は、9万6020人（2002年）から13万7645人（2011年）に増加している。同年の裁判官は3647人、検察官2397人である。

(5) オーストリア

弁護士は、2887人（女性238人、1990年）から5277人（女性885人、2008年）に増加している。

(6) 中華人民共和国

2014年	27万1400人
2012年	23万2384人。女性6万1717人（26.6%）
2006年	約16万人
2005年	11万8000

『2014年全国律師工作統計基本数据』、李薇「中国弁護士制度の過去、現在と将来」一橋大学総合法政策実務提携センター報告書（2007年5月）、サーチナニュース2013年8月31日版（インターネット）など参照。

(7) 韓国

2012年	1万4055人
2010年	1万1180人
2005年	6300人
2000年	3887人

三澤英嗣「韓国の弁護士を取り巻く状況」自正63巻1号68頁、朴寅東「法律事務所Hのグローバル・マーケティング戦略」など参照。

【参 照 文 献】

上記文献以外に、つぎの文献などを参照した。

中野貞一郎「ドイツの弁護士制度」三ヶ月章ほか著『各国弁護士制度の研究』120頁以下（有信堂、1965年）

岡崎克彦「ドイツにおける弁護士とその業務の実情について（一）～（五）・完」判例時報1716号28頁，1717号11頁，1719号18頁，1720号25頁，1723号10頁

森 勇・米津孝司編『ドイツ弁護士法と労働法の現在』153頁（中大出版部，2014年）

ペーター・ゴットバルト著（二羽和彦編訳）『ドイツ・ヨーロッパ民事訴訟法の現在』55頁（中大出版部，2015年）

森 勇編著『リーガルマーケットの展開と弁護士の職業像』1頁以下（中央大学出版部，2015年）所収の諸論考

藤田尚子「ドイツの法曹養成制度」法曹養成対策室報 No. 5（2011），8頁以下

福井しず香「ドイツ弁護士を取り巻く状況」自由と正義62巻11号62頁以下

ペーター・ゴットヴァルト（入稻福智（訳））「ドイツにおける弁護士の状況」立命法學2006年4号（308号）156頁以下など

以上

資料 3

IV ドイツ弁護士の動向

1 弁護士人口の推移*

別紙 1 「所属認可を受けた弁護士総数」（176頁参照）

別紙 2 「女性弁護士の割合（1970年以降）」（176頁参照）

* 以下の考察は、前掲連邦弁護士連合会「弁護士職の状況・連邦ドイツ弁護士連合会の統計（Bundesrechtsanwaltskammer, Rund um den Anwaltsberuf: Statistiken der BRAK）」などの参照による。

(1) 裁判所で所属認可を受けた弁護士総数をみると、

ア 1990年のドイツ統一（東西ドイツの統一）の少し前、88年頃から新規の弁護士が増加し始めた。90年代は毎年増加、88年から2000人台、93年以降は3000人台、4000人台に達し、さらに96年から2001年までは毎年6000人台、2005年まで5000人台の増加を続けた。

イ 弁護士総数は、2000年には10万人台に達し、その後も増え続けて15年には16万3513人（同年1月1日現在）となっている。ただし、最近には増加にブレーキがかかっており、2009年からは毎年の増加は2000人台を低減し、2014年以降は1000人を割っている。

ウ マスコミは、これを「弁護士の氾濫」と呼んでいる（ベルリン新聞 2015年11月22日付け）。

(2) 女性弁護士の総数は、93年頃から1万人台に達し、98年には2万人台、2002年には3万人台、2006年には4万人台、2012年には5万人台になっている。弁護士総数に占める女性弁護士の割合は、2015年で33.58%である。

(3) 年齢別構成はつぎのとおりである。ただし、数字は簡略なグラフから読み取ったため、特に小数点以下は概数である。2010年当時は、30歳から60歳までがドイツ弁護士職の中心を占める。これに対し2030年になる

と、35歳までの若手層が減り、中心層の年齢がもう少し高くなることが予想される。

以上は、Eine Zukunftsstudie für die deutsche Anwaltschaft im Auftrag des Deutschen Anwaltvereins, Der Rechtsdienstleistungsmarkt 2030, AnwBl 2013, S.389. Abbildung 3 を参照。

年齢・歳	2010年	2030年
25-30歳	8.6%	5.5%
30-35	14.0%	10.0%
35-40	18.7%	13.7%
40-45	14.3%	15.8%
45-50	14.0%	15.0%
50-55	11.0%	13.7%
55-60	10.0%	13.7%
60-65	6.0%	7.5%
65-70	2.3%	3.8%
70-80	1.1%	1.3%

2 報告者の若干の検討・考察は、つぎのとおりである。

(1) 法学部 (Rechtswissenschaft) の学生数の動向

ア 法学部生の総数 (ドイツ人+外国人) をみると、1975年当時の5.1万が、6.9万人 (80年)→8.5万人 (85年)→8.3万人 (90年)→そして、93年には10万人に増加している。しかし、2002年には、9万人台、06年からは8万人台に減少、2010年から再び増加、2014年には10.9万人である。

ドイツ人法学部生の統計数値も同様の傾向を示している。2001年まで10万人から11万人台を推移、1999年は9万人台、その後は2002年に8万人台、2006年に7万人台、その後持ち直して2010年に9万人台、2014年には10万人台に迫るまで回復している。

ドイツの司法試験に定員はなく、その合格率は比較的高いといわれる。弁護士人口の増減は、法学部の学生総数と関係があると思われる。特に2001年以降の法学部生の減少傾向が、弁護士総数の減少の原因のひとつと推測できよう。

イ これを男女別にみると、男子学生は3.8万人（75年）→4.7万人（80年）→5.2万人（85年）→4.8万人（90年）→6.2万人（95年）→5.4万人（2000年）→4.4万人（05年）→4.2万人（10年）→4.9万人（14年）と推移している。

他方、女子学生は、1.3万人（75年）→2.2万人（80年）→3.3万人（85年）→3.4万人（90年）→4.8万人（95年）→4.8万人（2000年）→4.7万人（05年）→5.0万人（10年）→6.09万人（14年）と推移している。2004年以降、女子学生数が男子学生数よりも多くなり、現在まで続いている。

したがって、男子学生の法学部離れに対し、女子学生の法学部志向がみえる。男子学生の減少が弁護士総数の減少傾向につながり、逆に、女子学生の増加が女性弁護士数を増加させている傾向がうかがえる。

以上は、Statistisches Bundesamt, Destatis, Bildung, Forschung, Kultur, 2015 (<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/Indikatoren/LangeReihen/Bildung/Irbil03.html>) 参照。

ウ 90年代の5000人、6000人という大幅な増加傾向の原因としては、この間の法学部生が多かったことが一つの要因であろう。また、1990年のドイツ統一は重大な要因と思われる。旧東ドイツの弁護士だけでなく、解雇された法律家（裁判官、検察官など）が弁護士登録したことが想像される。

経済的な要因も考えるべきであろうが、本報告では検討できていない（なお、ドイツ経済はユーロ圏経済の約3割の規模を占め、2009年のリーマンショックによる不況から早くも10年に回復、ヨーロッパ経済のけん引役といわれる。ドイツ経済については、原田伸一「ドイツの経済・産業の現状と日系企業動向」2014年2月19日付け（Bank of

Tokyo-Mitsubishi UFJ, GTAI GERMANY TRADE & INVEST.
<https://www.gtai.de/GTAI/Navigation>) など参照。

- (2) 弁護士職への経済的の魅力はどうか。インターネット上は、「弁護士の収入」または「弁護士職はもうかるか」など弁護士職の収入に関するサイトは多くみられる。若干の記事から、ドイツ弁護士の収入状態について考えてみたい。

3 弁護士の収入

- (1) 給与レポーター「弁護士の給与」([gehalsreporter.de-Gehalt Anwalt](https://gehalsreporter.de-Gehalt-Anwalt), <https://gehalsreporter.de/gehaelter-von-a-bis-z/Anwalt.html>) の記事を参照してみることにする。相当驚かされる内容である。

ア ドイツ司法試験の担当庁は、毎年、1万人の若者の法曹有資格者 (Volljuristen) を労働市場に引き込んでいるが、求職段階になると、国家試験の成績がその後の職業上の成功に決定的な役割をする学問分野はほかにない。大多数の法学部卒業生にとって職業上の見通しは暗く、卒業生の約10%のみが国家試験で上位成績を取得し、上位500名の卒業生が大きな事務所、国家、企業から求愛される。

イ 経済関係の法律家・大規模な事務所* 特に合衆国の巨大法律事務所は職業上の速い成功のチャンス、国際感覚、魅力的な報酬と結びつき、若い法律家が年収7万ユーロから10万ユーロを取得する (日本円に換算して、959万円～1370万円相当)。

* 同サイトの改訂版によると、Sullivan & Cromwell 法律事務所が14万ユーロで最高額となっている (米・ローファーム)。

国際的な大規模事務所・大企業	報酬 (ユーロ)
Allen & Overy (米・ローファーム)	105.000
Audi (独・自動車)	50.000 bis 60.000 plus Bonus 7.000
Baker & McKenzie (米・ローファーム)	105.000

豊田・山田：2015年度後期・公開講座「市民と弁護士（3）」

Beiten Burkhardt（独・法律事務所）	75.000 bis 85.000 plus Bonus bis 15.000
Bird & Bird（ヨーロッパ法律事務所）	bis zu 95.000
BMW（独・自動車）	80.000
Cleary Gottlieb Stehen & Hamilton （米・ローファーム）	115.000 plus Bonus bis 11.500
Clifford Chance（米・ローファーム）	100.000 plus Bonus
CMS Hasche Sigle（独・法律事務所）	80.000 bis 100.000 plus Bonus bis 10.000
Deutsche Lufthansa（独・ルフトハン ザ航空）	bis 59.000 plus Bonus bis 6.000
DLA Piper（米・ローファーム）	85.000–100.000 plus Bonus bis 20.000
Ernst & Young（ロンドン・法律事務所）	bis 45.000 plus Bonus
Flick Gocke Schaumburg（独・法律 事務所）	80.000 bis 100.000
Freshfields Bruckhaus Deringer （米・ローファーム）	100.000 plus Bonus
Gleiss Lutz（独・法律事務所）	100.000
Görg	80.000 plus Bonus bis 30.000
Hengeler Mueller	100.000–105.000
Heuking Kühn Lüer Wojtek	bis zu 85.000 plus Bonus
Hogan Lovells（米・ローファーム）	90.000–100.000 plus Bonus
Linklaters（米・ローファーム）	100.000
Lthham & Watkins（米・ローファーム）	100.00 plus Bonus bis 18.500
Luther	65.000–70.000 plus Bonus
Milbank Tweed Hadley & McCloy	125.000
Noerr	90.000–100.000
Olswang	90.000 plus Bonus 18.000
Quinn Emanuel Urquhart & Sullivan	105.000 plus Bonus bis 8.000
Siemens（独・鉄道車両・情報通信機 器製造販売）	93.000
SZA Schilling Zutt & Anschutz	100.000 bis 105.000
Taylor Wessing	90.000
White & Case（米・ローファーム）	bis 100.000

ウ 他方で、ドイツ弁護士の90%以上は、小規模または中規模の法律事務所で働き、収入は明らかに低い。年収が4万ユーロ（548万円相当）あれば、中クラスである。20名規模の事務所の平均年収は3.5万ユーロ（479万円相当）である。ある調査によると、小規模事務所の勤務弁護士の平均年収は4.6万ユーロ（630万円相当）である（ゾルダン弁護士マネージメント研究所）。

事務所の規模	下位	中位	上位
小規模（101名までの弁護士）*	35.000 €	40.000 €	45.000 €
中規模（1000名までの弁護士）	50.000 €	65.000 €	75.000 €
大規模（1001名までの弁護士）	55.000 €	70.000 €	80.000 €

* 改訂版によると、小規模事務所の収入額が、下位から上位順に3.8万、4.6万、5.2万ユーロにそれぞれアップしている。

エ 経済法分野（銀行法・税法・倒産法・労働法など）で、中規模事務所で働く弁護士の収入は明らかに高い。

中規模の経済専門事務所における、経験年数の違いによる純年収額

職業経験	平均年収額
新規の弁護士	40.000 €–75.000 €
2年経験	65.000 €–85.000 €
3年経験	75.000 €–95.000 €
4年経験	80.000 €–106.000 €
5年経験	85.000 €–118.000 €
6年経験	90.000 €–115.000 €

オ 企業内弁護士・シンデックス（Syndikus） 大規模事務所以外の選択肢として、企業内弁護士の途がある。シンデックス（Syndikus）と呼ばれる。社員500人またはそれ以上の会社で、平均年収が11万3500ユーロ、トップグループのそれは12.5万ユーロ（1712万円相当）となる。

学位の有無による平均年収額

企業規模	下位	中位	上位
学位なし	39.000 €	45.000 €	50.000 €
学位あり	50.000 €	55.000 €	66.000 €

(2) 検察官および裁判官の給与（月収）

連邦給与法（Bundesbesoldungsgesetz, Besoldungsordnung R）による。ただし、2015年3月1日以降の現行規定によると、下記の給与額はもう少しアップしている（Anlage IV <http://www.beamtenbesoldung.org/images/pdf/besoldungstabelle-2015.pdf>）。

- ア 裁判官の給与（月収）をみると、区裁判所、地方裁判所、労働裁判所、社会裁判所、行政裁判所の裁判官（R1）の月収は、3.780 €–6.124 €（約52万円–84万円）である。
 - イ 地方裁判所の裁判長クラス（R2）で、4.593 €–6.676 €（約63万円–91万円）、所長クラス（R3）で7.342 €（約100万円）である。
 - ウ 高等裁判所所長裁判官（R5）で8.260 €（約113万円）、連邦通常裁判所の裁判官で8.725 €（R6）（約119万円）、裁判長裁判官（Vorsitzender Richter）で9.645 €（R8）（約132万円）、長官（Präsident）で12.558 €である（R10）（約172万円）。
 - エ 検察官は3.780 €（約52万円）（steigt bis auf 6.124 €）（R1）、連邦通常裁判所付きの検察官は4.593 €（約63万円）（steigt bis auf 6.676 €）（R2）、検事総長（Generalstaatsanwalt）は、4.593 € bis 7.769 €（約106万円）（Stufe R 4）である（R2, R3, R4）。
- (3) 他の職種との比較（Mehr von YAHOO Finanzen, 2015年11月12日付け参照。 <https://de.finance.yahoo.com/nachrichten/Welcher-Beruf-am-besten-yahoofinanzen-3817304961.html>）
- ア パイロットの一个月の純給与は、8000ユーロから1.5万ユーロである（約109万円–206万円）。

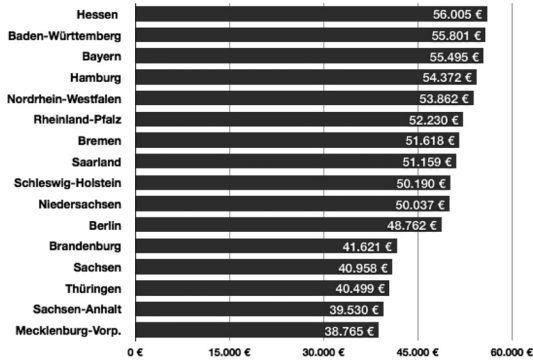
- イ 医師の平均月収は約6400ユーロ（約88万円）である。主任医師（雇用）の平均年収は26.6万ユーロ（約3644万円）になる。
- ウ 企業助言者（Unternehmensberater）の平均月収額は、6000ユーロから8500ユーロである（約82万円～116万円）。大企業の報酬額はもっと高額になり、年収純額は35万ユーロ（約4795万円）までである。
- エ 広告代理店のグラフィック・デザイナーの平均月収は、約4800ユーロ（約66万円）である。
- オ 弁護士は高給取りとみなされるが、収入額の比較からはそれほどではない。その平均月収は約4800ユーロ（約66万円）であり、グラフィック・デザイナーと同額である。ただし、専門分野によって異なり、特許法、メディア法（放送法）、税法の専門弁護士の報酬額は高い。
- (4) Gehalt.de-「弁護士はどれくらいかせいでいるか（Wie viel verdient ein Anwalt?）」2012年9月13日付け（<http://www.gehalt.de/news/wie-viel-verdient-ein-anwalt>）を参照。

ア 地域別・性別による報酬額の比較

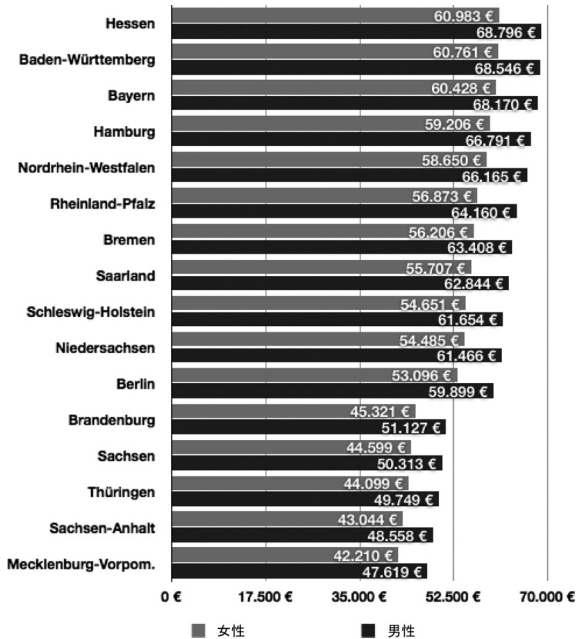
- (a) 新規弁護士の平均年収をみると、ヘッセン州の弁護士が5万6005ユーロ（約767万円）で一番高額、ついでバーデン・ヴュルテンベルク州、バイエルン州である。他方、旧東ドイツの各ラントの平均年収は全般的にそれより低額で、最低はメクレンブルク・フォアポンメルン州の3万8765ユーロ（約531万円）。そうすると、弁護士の収入は、各ラントの経済力が反映していることがうかがえる。
- (b) その後に弁護士が経歴を重ねた場合も、同様の傾向が認められる。ラントの順位は同じであり、ヘッセン州では6万5716ユーロ（約900万円）、バーデン・ヴュルテンベルク州では6万5477ユーロ（約897万円）、バイエルン州6万5477ユーロ（約897万円）である。他方、旧東側のラントはいずれも低額であり、最低のメクレンブルク・フォアポンメルン州は4万5487ユーロ（約623万円）である。
- (c) 性別も年収額に影響する。これはすべてのラントで一般的に認め

られる。

ラントによる弁護士報酬の違い



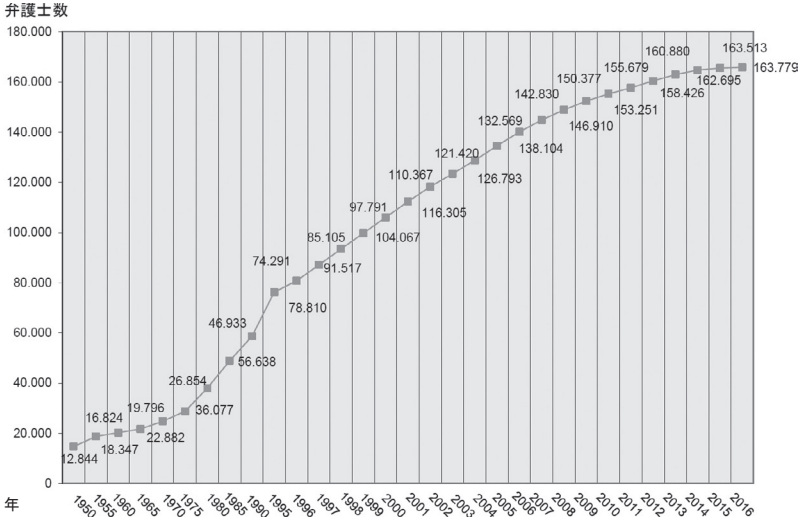
ラントによる男女別報酬の違い



以上

別紙 1

所属認可を受けた弁護士総数（2016年3月現在）



別紙 2

女性弁護士の割合（1970年以降）

年	弁護士総数	女性弁護士	女性弁護士の割合 (%)	前年比絶対値	前年比 (%)
1970	22,882	1,035	4,52	-	-
1971	23,599	1,099	4,66	64	6,18
1972	24,322	1,157	4,76	58	5,28
1973	25,008	1,218	4,87	61	5,27
1974	25,829	1,299	5,03	81	6,65
1975	26,854	1,400	5,21	101	7,78
1976	28,708	1,644	5,73	244	17,43
1977	31,196	1,957	6,27	313	19,04
1978	33,517	2,298	6,86	341	17,42
1979	35,108	2,546	7,25	248	10,79
1980	36,077	2,756	7,64	210	8,25

豊田・山田：2015年度後期・公開講座「市民と弁護士（3）」

1981	37.314	2.998	8.03	242	8.78
1982	39.036	3.458	8.86	460	15.34
1983	41.489	3.953	9.53	495	14.31
1984	44.526	4.794	10.77	841	21.27
1985	46.933	5.651	12.04	857	17.88
1986	48.658	6.133	12.60	482	8.53
1987	50.247	6.652	13.24	519	8.46
1988	51.952	7.209	13.88	557	8.37
1989	54.108	7.960	14.71	751	10.42
1990	56.638	8.537	15.07	577	7.25
1991	59.455	9.562	16.08	1.025	12.01
1993	67.120	11.750	17.51	-	-
1994	70.438	12.733	18.08	983	8.37
1995	74.291	14.332	19.29	1.599	12.56
1996	78.810	15.794	20.04	1.462	10.20
1997	85.105	18.055	21.21	2.261	14.32
1998	91.516	20.497	22.40	2.442	13.53
1999	97.791	23.139	23.66	2.642	12.89
2000	104.067	25.589	24.59	2.450	10.59
2001	110.367	27.924	25.30	2.335	9.13
2002	116.305	30.428	26.16	2.504	8.97
2003	121.420	32.595	26.84	2.167	7.12
2004	126.793	35.194	27.76	2.599	7.97
2005	132.569	37.953	28.63	2.759	7.84
2006	138.104	40.440	29.28	2.487	6.55
2007	142.830	42.647	29.86	2.207	5.46
2008	146.910	44.703	30.43	2.056	4.82
2009	150.377	46.736	31.08	2.033	4.55
2010	153.251	48.393	31.58	1.657	3.55
2011	155.679	49.872	32.04	1.479	3.06
2012	158.426	51.585	32.56	1.713	3.43
2013	160.880	53.175	33.05	1.590	3.08
2014	162.695	54.139	33.28	964	1.81
2015	163.513	54.912	33.58	773	1.43

資料 4

V ドイツ弁護士の業務活動

1 司法の独立した機関としての弁護士

連邦弁護士法（Bundesrechtsanwaltsordnung）第一編に定めるドイツの伝統的な弁護士像

(1) 弁護士の地位（同法 1 条）

弁護士は司法の独立した機関である。

(2) 弁護士の職務（同法 2 条）

ア 弁護士は自由な職務を行使する。

イ 弁護士の活動は営業ではない。

(3) 助言および代理の権利（同法 3 条）

ア 弁護士は、あらゆる法律事件に関して、十分な能力を有する独立した助言者かつ代理人である。

イ あらゆる種類の法律事件に関して、裁判所、仲裁裁判所または官庁の面前に出頭する弁護士の権利は、連邦法によってのみ制限することができる。

ウ 何人も、法律の規定の枠内において、あらゆる種類の法律事件に関して、その選択にかかる弁護士により助言を受け、かつ、裁判所、仲裁裁判所または官庁の面前で代理を受ける権利を有する。

エ 区裁判所の弁護士代理の状況は、つぎのとおりである。

年, 第一審既済民事事件	2013年 既済事件 113万8823件	2014年 既済事件 110万7215件
原告のみ	48万7975件	46万4945件
被告のみ	3万0364件	2万8529件
双方あり	51万1893件	50万9280件
双方なし	10万8591件	10万4461件

Statistisches Bundesamt, Fachserie 10 Reihe 2. 1, Rechtspflege Zivilgerichte 2013, S.30; ders., 2014, S.30参照。

区裁判所は訴額5000ユーロ（68.5万円）までの民事事件を管轄する。全既済事件の平均的訴額は、約1830ユーロ（2013年は1828ユーロ、2014年は1833ユーロ。約25万円相当）である。弁護士が当事者双方を代理していない既済事件は約1割で、ほとんどの既済事件で弁護士が双方または一方の当事者を代理している。ドイツ弁護士は薄利多売といわれる一端がここでもうかがえる。地裁以上は弁護士強制である。

2 弁護士像の変化

「司法機関からサービス提供者へ」

- (1) 法的サービスの市場は全体的には広がった。しかし、5.4万の法律事務所の弁護士間では、競争は激しくなっている。特に事故処理の分野などでは、非弁護士職の数が増大しており、自動車セールスマン、修理工場の経営者、専門家、レンタカー事業者などが競争相手になっている。また、保険会社、銀行、その他の財務相談所も同じく参入している。

Vgl. ドイツ弁護士職の将来研究会「法的サービス市場2030年」
AnwBl 2013, S.384ff.

- (2) 2007年12月12日の「裁判外の法的職務供給（Rechtsdienstleistung）に関する法律」（法的サービス提供法（Rechtsdienstleistungsgesetz）が、裁判外の法的サービスを提供する権限について規定する（同法1条1項1文）。同法は、権利を求める市民、法的取引、法秩序を不適格な法的サービスの提供から保護することを目的とする（同法1条1項2文）。
- (3) インターネットによる弁護士検索サイト（例えば [Rechtsanwaelte München auf muenchen.de](http://RechtsanwaelteMuenchen.auf.muenchen.de/) / [Rechtsanwalt in München - JuraForum.de](http://Rechtsanwalt.in.Muenchen-JuraForum.de)）→弁護士の自己紹介（写真付き）、業務分野、電話、メールアドレスなどが掲載されている。
- (4) 裁判外紛争解決制度

ア ドイツ手続法は、紛争の権威的裁判に向けられている。他方で、伝統的な民事訴訟と並んで、裁判手続を補完する紛争解決メカニズムの

需要は原則的に存在する、と指摘される (G. Zimmer, *Aussergerichtliche Streitbeilegung in Deutschland*, 2001, S.25.)。

既存の補充的紛争解決方式として、シーズマン (Schiedsmann)、消費者紛争のための仲裁所・調停所 (Schieds-und Schlichtungsstellen)、民間銀行のためのオンブズマン、ハンブルク公共法律相談所 (ÖRA)、調停 (Mediation)、などがある。

イ このような動きを積極的に支持する前連邦憲法裁判所裁判官の文献として、Renate Jaeger, *Zukunft der Konfliktbeilegung: Schlichtung ist Rechtskultur*, (紛争解決の将来。調停が法文化である) *AnwBl* 2013, S.406ff.

ウ 民事訴訟法自体も、訴訟外の紛争解決を評価する。つぎの規定がそれである。

- (1) 民事訴訟法施行法第15条 a (裁判外の紛争解決) は、ラント司法行政により設置・承認された和解所において、つぎに掲げる法的紛争については、合意により解決する試みをした後初めて、訴えの提起は適法になる旨を、ラント法で定めることができるとする。すなわち、750ユーロを超えない金銭請求に関する紛争、相隣関係に基づく請求権に関する紛争、名誉棄損による請求権に関する紛争などである。
- (2) また、民訴法278条 (和解による紛争解決, 和解手続, 和解) は、裁判所は、手続のあらゆる状態において、訴訟または個別的争点につき和解による解決に配慮すべき旨規定する (訓示規定。1項)。そのために、裁判所は和解手続を口頭弁論に先行させ、和解手続では、事実および争点について、すべての事情を自由に評価したうえで当事者と討論し、必要があれば、問いを発しなければならないと規定する (2項)。
- (3) さらに、民訴法278条 a (調停, 裁判外の紛争解決) は、裁判所は当事者に対し、調停または裁判外の紛争解決手続を提案できる (1項)、そして当事者がその実施を決めたときは、手続の中止を命ずる

（2項）旨規定する。

エ 調停法

2012年7月21日の「調停およびその他の裁判外紛争解決手続の促進のための法律」(Gesetz zur Forderung der Mediation und anderer Verfahren der aussergerichtlichen Konfliktbeilegung vom 21. 07. 2012 (BGB1 I S.1577))。

(a) その第一章が「調停法」(Artikel 1 Mediationsgesetz (MediationsG))であり、全文9か条の法律。

「調停は信頼できる組織的な手続であり、当事者は一人または複数の調停人の協力を得て、任意かつ自己責任で紛争の合意による解決に努める。」

「調停人は独立・中立の立場にあり、調停によって当事者を誘導する決定権限はもたない。」

(b) 調停の適用事件

- ・ 家族法における別居事件，離婚事件，その他の事件，遺言書
- ・ 刑法（犯罪者，被害者補償）
- ・ 行政法，公的な建築計画，計画手続
- ・ 税法，税務署との税負担額についての紛争
- ・ 経済，企業と顧客・請負業者の紛争
- ・ 保険事件，損害保険
- ・ 労働生活，経営者と従業員の経営協議会の中の紛争
- ・ 消費者破産の際の裁判外の債務清算の試み
- ・ 学校，団体内の紛争
- ・ 民訴法施行法15条 a の事件，相隣関係の紛争，750ユーロの価額までの財産権上の紛争，名誉棄損による紛争
- ・ 賃貸法関係の紛争
- ・ 医事法，医師と患者の関係，病院内の医師間・医師の団体内の紛争

・学術分野

(c) 調停の利点として、迅速な解決、ウィンウィン解決、調停人の専門知識、コスト、自己責任の強化、調停人の自由選択、他の関係者の調停関与、親和性、法的請求権をこえた持続的な結論、人的関係の保持および配慮、請求権の消滅時効の中断などが指摘される (P. Arens/W. Lüke, Zivilprozessrecht, 2011, §50, IV, S.452ff.)。

3 弁護士職の事務所形態

伝統的な「個人事務所」に対し、事務所の組織化または共同化の方向がみられる。本報告では検討できないが、つぎのような形態がある。

ア 「事務所の共同」(Bürogemeinschaft) 事務所だけ共同して、職務は弁護士個々人で提供する方式。

イ 「共同事務所」(Sozietät) 複数弁護士が共同で職務を提供する民法上の組合形式の事務所形態であり、事件の受任は共同事務所名で受ける。

ウ 「共同会社」(Partnerschaftsgesellschaft) 複数弁護士がパートナー契約を締結して登記した事務所形態であり、会社自体が権利能力を有する。法人格はない。

エ 「有限会社」(Partnerschaftsgesellschaft mit beschränkter Berufshaftung (PartGmbH)) 有限会社法に基づき定款を作成し商業登記簿に登記して設立される事務所形態で、事務所自体が法人となる。

オ 「物的資本会社」(Kapitalgesellschaft) ドイツで利用は少ない。

4 弁護士報酬

2004年7月1日の「弁護士の報酬に関する法律(弁護士報酬法)」が規定する(2013年8月1日に法改正)。

(1) 弁護士活動の報酬として、手数料(Gebühren)と立替金(Auslage)がある(1条)。

(2) 裁判外および裁判上の手数料

(3) 報酬の合意（3条 a）

ア 法定報酬の例外として、書面（Textform）により報酬を合意できる（1項1文）。相手方当事者は、費用償還の際に、法定報酬より低額の報酬を受けない旨の合意が含まれなければならない（1項2文）。

イ 訴訟費用援助の付添い弁護士が法定手数料以上の報酬を受ける旨の報酬合意は、無効である（3項1文）。

(4) 成功報酬の合意の無効（連邦弁護士法49条 a 第1項）

ア 弁護士報酬法の法定報酬より低額の報酬を支払う旨の合意は、原則として無効である（1項）。報酬またはその額を事件の結果または弁護士活動の成果にかからせる旨の合意（成功報酬）も、無効である（2項）。

イ ただし、依頼者の経済状態から理性的に考慮したとき、成功報酬の合意がなければ権利追行をしていなかったと思われる場合は、個別ケースに限り、成功報酬の合意ができる（弁護士報酬法4条 a 第1項）。

5 専門弁護士の称号

別紙3 「専門弁護士の分布」（187頁参照）

別紙4 「専門弁護士職の発展」（188頁以下参照）

(1) 連邦弁護士法43条 c 第1項は、ひとつの法分野で特別な知識および経験を取得した弁護士は、専門弁護士の称号を称する権限が与えられると規定し、その法分野として、行政法、税法、労働法、社会法をあげている。

(2) 専門弁護士規則（Fachanwaltsordnung 2008年1月1日）

ア 許可される専門弁護士の名称（1条）

連邦弁護士法43条 c 第1項2文により、行政法、税法、労働法、社会法の分野。

それに加えて、家族法、刑法、倒産法、保険法、医事法、賃貸借・

住居所有法, 交通法規, 建築法, 相続法, 運送法, 営業上の権利保護, 商法・会社法, 著作権法, メディア法, 情報工学法, 銀行法・資本市場法 (Kapitalmarktrecht), 農業法, 国際経済法の分野についても, 付与できる。

イ 付与のための要件

- ① 特別な理論的知識および特別な実践的経験の証明 (2条)
- ② 弁護士として3年間の所属認可を受けて活動実績があること (3条)
- ③ 専門職弁護士の称号準備のための特別課程に参加して, 特別な専門知識を取得したこと (4条)。課程の全時間は最低120時間, 税法はさらに40時間, 倒産法はさらに60時間が必要。
- ④ 申立ての直近3年以内に, 専門分野で弁護士としての職務遂行の経験があること (5条)。

行政法80件, そのうち最低30件の裁判手続, 最低60件は特別行政法の3種類分野に関連し, そのうち一分野は5件。税法は50件, 労働法は100件, 社会法は60件。家族法は120件, その半数は裁判手続。

- ⑤ 継続教育の実践 (15条) 毎年, 当該分野で学術書の出版, または弁護士の継続的教育の場で講演・聴講。全体時間は15時間を超過。弁護士会の証明。
- ⑥ 委員会での審査・決定 (17条以下)

ウ 専門称号に消極的な弁護士層もある。

- ① 専門称号をもたない弁護士2300人を対象としたアンケート調査研究によると, 47%はその取得に関心がある。しかし53%は, 経済的な理由からその取得に関心なしとする。

(マティハラス・キリアン弁護士 (Matethalas Kilian) (ケルン弁護士会), Der Verzicht auf einen Fachanwaltstitel aus wirtschaftlichen Gründen (経済的理由による専門称号の放棄), AnwBl 2014, S.52ff. 参照)

- ② 現代の弁護士の明らかに大多数は、専門称号とは別に、スペシャリストである。「専門弁護士＝スペシャリスト」、「非専門弁護士＝ジェネラリスト」の構図は、もはや一致しない。ジェネラリストであっても、非専門弁護士中で、その生活範囲やターゲットを専門的に扱いつつながら、その活動に適した専門称号をもたない弁護士は多い。
- ③ 上記調査研究によると、1/3がジェネラリスト、他の1/3が専門弁護士とする。専門称号をもたなくとも、スペシャリストであると考えている相当大きな弁護士グループが存する。

	ジェネラリスト	法分野のスペシャリスト	ターゲット・グループのスペシャリスト	法分野とターゲットグループのスペシャリスト
非専門弁護士	45%	33%	15%	7%
専門弁護士	17%	64%	16%	2%

- ④ 専門称号をもたない弁護士の55%が、スペシャリストと考えている。法分野33%、ターゲット・グループ15%、両方7パーセントである。45%がジェネラリストであるとしている。

専門弁護士の83%がスペシャリストと考えている。他方、17%は専門称号をもっているが、ジェネラリストと考えている。

(キリアン弁護士「Rechtsanwälte ohne Fachanwaltstitel – Spezialiste oder Generalisten? (専門職称号をもたない弁護士—スペシャリスト、それとも、ジェネラリスト)」、AnwBl 2013, S.622ff 参照)

専門弁護士制度については、森勇編著『リーガルマーケットの展開と弁護士の職業像』（中央大学出版部、2015年）所収の諸論文参照。

6 権利保護保険

- (1) 約50の保険会社が権利保護保険業務を扱っている。2009年、ドイツ保

険経済総同盟加盟の保険業者の純保険料収入は、32億ユーロであった。権利保護保険契約は2060万件、したがって、全家計の約43%が権利保護保険に加入していることになる。

(2) 2009年、360万件の損害が届け出られた。権利保護保険会社の損害経費は、同年、24億ユーロであり、そのうち19億ユーロが弁護士への報酬であった。弁護士職にとっては、権利保護保険は重要な経済的意義を有している。

(3) 保険契約法125条から129条の5か条が、その法的根拠となる。

(Klaus Schneider, Rechtsschutzversicherung für Anfänger, 2011, S.2f. 参照)

以上

豊田・山田：2015年度後期・公開講座「市民と弁護士（3）」

別紙 3

専門弁護士の分布（2015年1月1日現在）

RAK	弁護士		専門弁護士		1 称号		2 称号		3 称号	
	全体	女性	全体	女性	全体	女性	全体	女性	全体	女性
連邦通常裁判所	46	8	9	-	6	-	3	-	-	-
バンベルク	2.707	841	1.062	309	855	261	185	42	11	3
ベルリン	13.774	4.633	3.241	1.006	2.810	890	373	102	29	7
ブランデンブルク	2.358	895	791	280	616	229	145	47	15	2
ブラウンシュバイク	1.681	530	704	188	552	156	122	27	15	2
ブレーメン	1.930	615	696	182	455	125	116	27	3	1
ツェレエ	5.905	1.917	2.322	616	1.820	516	434	88	34	6
デュッセルドルフ	12.260	4.080	3.237	851	2.641	733	484	98	56	10
フランクフルト	18.326	6.567	4.091	1.239	3.433	1.096	572	139	42	2
フライブルク	3.511	1.158	1.322	346	1.067	301	229	42	13	2
ハンブルク	10.140	3.434	2.137	595	1.898	550	219	43	10	1
ハム	13.771	4.211	5.799	1.478	4.412	1.222	1.247	238	140	18
カールスルーエ	4.637	1.544	1.556	434	1.291	382	231	50	17	1
カッセル	1.751	544	733	194	561	159	141	24	16	5
コブレンツ	3.340	1.068	1.429	374	1.073	304	279	56	34	6
ケルン	12.724	4.301	3.408	941	2.841	825	491	110	38	3
メクレンブルク	1.569	519	650	155	494	130	134	23	11	1
ミュンヘン	20.890	7.461	5.335	1.690	4.553	1.492	696	186	43	6
ニュルンベルク	4.719	1.678	1.752	535	1.400	448	316	81	18	3
オルデンブルク	2.700	789	1.391	361	1.036	290	291	65	32	3
ザールブリュッケン	1.446	485	523	164	409	137	96	23	9	2
ザクセン	4.749	1.728	1.787	597	1.464	516	285	73	19	4
ザクセン・アンハ	1.802	648	685	222	546	182	125	36	7	2
シュレースヴィヒ	3.880	1.201	1.495	385	1.175	332	284	53	18	-
シュトゥットガルト	7.326	2.283	2.351	659	1.938	572	365	81	24	3
チューリンゲン	2.049	712	787	225	629	224	136	43	11	1
チュービンゲン	2.075	613	894	220	691	182	174	35	15	1
ツバイブリュッケン	1.447	449	653	190	506	153	123	31	13	3
連邦全域	163.513	54.912	50.840	14.436	41.172	12.407	8.296	1.863	693	98
前年	162.695	54.139	48.878	13.721			7.443	1.575	461	62
前年比 (%)	0.50	1.43								

別紙 4

専門弁護士

年	税法	行政法	刑法	家族法	労働法	社会法	倒産法	保険法	医事法	貸借・住居所有法	交通法規
1960	836	75									
1970	1. 296	52									
1980	1. 609	32									
1989	2. 097	259			692	145					
1990	2. 145	307			911	190					
1991	2. 137	316			952	196					
1993	2. 170	355			1. 060	250					
1994	2. 260	413			1. 340	294					
1995	2. 350	464			1. 557	319					
1996	2. 415	520			1. 749	349					
1997	2. 507	579			2. 110	384					
1998	2. 674	643	194	1. 160	2. 487	409					
1999	2. 769	706	438	2. 238	2. 843	432					
2000	2. 792	785	702	2. 997	3. 315	459	30				
2001	2. 939	866	912	3. 789	3. 827	542	141				
2002	3. 151	966	1. 129	4. 502	4. 414	612	268				
2003	3. 391	1. 044	1. 326	5. 126	5. 000	673	373				
2004	3. 570	1. 111	1. 456	5. 648	5. 446	733	446	14			
2005	3. 688	1. 145	1. 585	5. 943	5. 948	787	561	222			
2006	3. 901	1. 178	1. 730	6. 353	6. 457	845	631	395	125	276	396
2007	4. 042	1. 244	1. 865	6. 935	7. 047	930	755	588	401	1. 007	1. 156
2008	4. 313	1. 299	2. 096	7. 474	7. 669	1. 065	931	726	628	1. 540	1. 762
2009	4. 431	1. 329	2. 276	7. 749	8. 038	1. 155	1. 060	818	777	1. 887	2. 104
2010	4. 463	1. 372	2. 414	8. 098	8. 368	1. 252	1. 147	883	916	2. 181	2. 420
2011	4. 615	1. 416	2. 596	8. 373	8. 701	1. 346	1. 261	967	1. 052	2. 441	2. 744
2012	4. 728	1. 456	2. 755	8. 716	9. 101	1. 453	1. 367	1. 052	1. 182	2. 726	2. 981
2013	4. 795	1. 473	2. 931	8. 967	9. 425	1. 567	1. 446	1. 122	1. 310	2. 950	3. 210
2014	4. 864	1. 501	3. 087	9. 181	9. 713	1. 658	1. 525	1. 211	1. 412	3. 126	3. 410
2015	4. 923	1. 524	3. 215	9. 367	10. 010	1. 746	1. 580	1. 272	1. 506	3. 284	3. 591

豊田・山田：2015年度後期・公開講座「市民と弁護士（3）」

職の発展

建築法	相統法	運送法	営業上の権利保護	商法・会社法	著作権法・メディア法	情報工学法	銀行法・資本市場法	農業法	国際経済法	総計	前年比
										911	
										1.348	47,97
										1.641	21,74
										3.193	94,58
										3.553	11,27
										3.601	1,35
										3.835	6,50
										4.307	12,31
										4.690	8,89
										5.033	7,31
										5.580	10,87
										7.567	35,61
										9.426	24,57
										11.080	17,55
										13.016	17,47
										15.042	15,57
										16.933	12,57
										18.424	8,81
										19.879	7,90
360	173	21								22.841	14,90
1.192	540	60	67	104	9	11				27.953	22,38
1.610	793	98	255	372	41	71	4			32.747	17,15
1.845	942	120	411	539	85	135	218			35.919	9,69
2.013	1.076	134	543	734	121	190	372	48		38.745	7,87
2.163	1.205	150	652	891	154	244	515	83		41.569	7,29
2.310	1.320	156	773	1.033	193	290	642	106		44.340	6,67
2.421	1.444	166	855	1.211	226	354	732	118		46.723	5,37
2.560	1.548	178	959	1.339	254	402	820	130		48.878	5,02
2.678	1.629	186	1.019	1.483	292	480	900	135	20	50.840	4,01

資料5

VI ドイツの民事法律扶助制度

ドイツにおいて訴訟費用援助は、司法領域の社会扶助制度と位置付けられており、訴訟費用を全く払えない、または一部しか支払えない人がドイツ民事訴訟法114条ないし127条が規定する訴訟費用（PKH）の対象となる（その基準は連邦社会扶助法所定の算定方式による）。

援助を受けた者の訴訟費用は、全額、または一部国庫が負担する。敗訴者負担原則により、援助利用者が敗訴した場合には、国庫から勝訴した当事者に支払われる。援助利用者が勝訴した場合には、敗訴者から国庫が裁判費用を、弁護士が弁護士費用を取り立てることになる。

このドイツの訴訟費用援助の対象者層は、全世帯の下から40%であり、日本と比べると保護が厚くみえるが、EU 諸国との関係では、イギリスは全世帯下から50%、フランスは全世帯下から50%であり、決して厚い保護とはいえない。ヨーロッパにおいては権利を実現するための国家として、裁判所の役割や法律扶助の在り方の思想や、また EU では裁判を受ける権利の保障が国内法のみならず、欧州人権条約や EU 指令に基づいても規律されている背景も影響していると思われる。

ドイツでは国民の40%が1980年に制定された民事訴訟法114条～127条の訴訟費用援助の対象となるが、2003年の社会扶助法の改正によって、訴訟費用援助の基礎控除額（Freibetrag）が引き上げられ、訴訟費用援助の対象となる当事者の範囲、とりわけ自己負担のない当事者の範囲が憲法上必要とされる保障の範囲を超える事態が生じた。2005年1月1日まで適用された基礎控除額によれば、地裁裁判官（既婚、子供1人）でも分割払いのない訴訟費用援助を付与されることとなり、また連邦議会職員（既婚、子供2人）も若干の分割払い付きの訴訟費用援助を受けることができる計算となった。バーデン・ヴュルテンブルク州の会計検査院が推計したところによれば、基礎控除額についての法改正によってラントの毎年の経費負担は

5万ユーロ増額することになる。このような極端なコストの爆発を阻止するため、基礎控除額は2005年の法律（BGB1, I S.837）で2004年まで適用された基準額に引き下げられ、今次の改正に至る。

◇ドイツ国庫負担表（司法省参事官法案24－27頁）

Abschlussberichts der Bund-Länder-Arbeitsgruppe „Kostendeckungsgrad in der Justiz“ für die 82. Konferenz der Justizministerinnen und Justizminister am 18. und 19. Mai 2011 in Halle（Saale）より

		2005	2006	2007	2008	2009	2010
連邦	総計				130.569	99.720	126.219
	連邦通常裁				97.137	78.320	98.104
	連邦行政裁・連邦税務裁・連邦特許裁				33.432	21.400	28.115
	償還	n.E.	n.E.	n.E.	n.E.	n.E.	n.E.
連邦と州	総計	494.523.516	501.123.710	502.422.943	507.374.601	511.239.254	508.935.828
	通常裁判所	434.186.114	439.291.018	436.520.910	436.148.056	428.322.959	424.603.643
	専門裁判所	60.337.402	61.832.692	65.902.033	71.226.545	82.916.295	84.332.185
	償還	31.446.152	30.578.246	32.380.390	56.138.324	62.650.140	63.316.463
返還を通知した州の総支出		136.188.352	135.732.013	150.095.470	283.601.703	329.943.876	328.181.498
総支出に対する返還比率		23,09%	22,53%	21,57%	19,79%	18,99%	19,29%
連邦と州の総支出に関する返還		114.186.429	112.895.136	108.388.686	100.433.670	97.074.724	98.189.620
償還を除いた総支出		380.337.087	388.228.574	394.034.257	406.940.931	414.164.530	410.746.208

◇ドイツ民事法律扶助実績（2010年 訴訟費用援助に関する統計）

Statistisches Bundesamt, Rechtspflegestatistiken BT-Drucksache 17/11472, S.17ff.

修道法学 39巻 1号

	付与件数 (件)	分割払い付き (件)	許否 (件)
民事裁判所	9万4751	8295	3万7214
家庭裁判所	47万5339	4万9129	3万4560
労働裁判所	6万5391	7751	5369
行政裁判所	6477	232	1万1674
社会裁判所	6万0743	1160	1万9370
税務裁判所	1102	57	1981

◇各ラントにおける負担 [参考：参事官法案からの国庫負担表]

		2005	2006	2007	2008	2009	2010
BW	Gesamt	53.116.712	52.988.926	52.386.179	50.703.804	52.696.317	51.148.992
	Ordentliche Gerichte	47.037.937	46.807.024	46.610.778	44.639.578	43.877.386	42.892.160
	Fachgerichtsbarkeiten	6.078.775	6.181.902	5.775.401	6.064.226	8.818.931	8.256.832
	Rueckfluesse	13.279.178	13.247.232	13.096.545	12.675.951	13.174.079	12.787.248
BY	Gesamt	61.288.634	60.341.558	62.200.850	63.626.184	62.184.994	61.562.659
	Ordentliche Gerichte	54.485.901	53.077.531	54.771.698	55.907.527	52.975.371	52.608.547
	Fachgerichtsbarkeiten	6.802.733	7.264.027	7.429.152	7.718.657	9.209.623	8.954.112
	Rueckfluesse	13.240.743	12.803.221	13.271.265	13.622.811	13.706.499	14.115.182
BE	Gesamt	15.519.314	16.194.128	15.877.832	16.059.767	15.589.568	16.460.526
	Ordentliche Gerichte	10.254.796	11.043.747	10.424.560	10.517.694	10.148.486	10.245.487
	Fachgerichtsbarkeiten	47.107	71.893	1.849.907	2.053.817	2.642.171	2.917.963
	Rueckfluesse			1.242.850	1.980.608	1.504.878	1.260.192
BB	Gesamt	4.458.575	4.506.051	4.804.183	4.797.325	4.750.097	4.776.590
	Ordentliche Gerichte	3.734.499	3.804.086	4.132.055	4.094.568	4.007.707	3.906.634
	Fachgerichtsbarkeiten	724.076	701.965	672.128	702.757	742.39	869.956
	Rueckfluesse						
HH	Gesamt	12.929.585	13.697.952	14.086.696	14.002.628	13.777.634	12.628.108
	Ordentliche Gerichte	10.773.844	11.425.229	11.765.880	11.553.044	11.025.438	9.968.09
	Fachgerichtsbarkeiten	2.155.741	2.272.723	2.320.816	2.449.584	2.752.196	2.660.017
	Rueckfluesse						
HE	Gesamt	39.969.208	39.969.208	39.337.775	37.923.191	37.431.122	38.409.326
	Ordentliche Gerichte	34.526.602	34.526.602	33.460.183	31.886.711	30.794.731	31.513.444
	Fachgerichtsbarkeiten	5.442.606	5.442.606	5.877.592	6.036.480	6.636.391	6.895.882
	Rueckfluesse						
MV	Gesamt	11.571.332	11.508.098	10.953.608	10.486.068	10.490.710	10.412.188
	Ordentliche Gerichte	10.010.237	10.055.352	9.351.165	8.569.207	8.362.242	8.180.701
	Fachgerichtsbarkeiten	1.561.095	1.452.746	1.602.443	1.916.861	2.128.468	2.231.487
	Rueckfluesse						
NI	Gesamt	50.344.470	50.046.259	50.363.951	51.945.014	51.109.895	49.446.419

豊田・山田：2015年度後期・公開講座「市民と弁護士（3）」

	Ordentliche Gerichte	44.301.846	43.846.585	43.465.034	44.301.018	42.572.017	41.002.659
	Fachgerichtsbarkeiten	6.042.624	6.199.674	6.898.917	7.643.996	8.537.878	8.443.760
	Rueckfluesse						
NW	Gesamt	126.542.100	130.747.420	127.963.798	134.133.275	135.772.442	136.350.156
	Ordentliche Gerichte	108.784.119	112.951.751	109.938.332	114.288.216	113.399.262	113.355.117
	Fachgerichtsbarkeiten	17.757.981	17.795.669	18.025.466	19.845.059	22.373.180	22.995.039
	Rueckfluesse	nicht erfasst	nicht erfasst	nicht erfasst	22.828.733	20.324.383	20.635.941
RP	Gesamt	24.682.923	24.953.483	25.946.070	25.138.661	26.561.985	27.032.114
	Ordentliche Gerichte	22.165.259 1	22.369.319	23.330.984	22.260.532	23.314.282	23.458.26
	Fachgerichtsbarkeiten	2.517.664	2.584.164	2.615.086	2.878.129	3.247.703	3.573.853
	Rueckfluesse						
SL	Gesamt	8.698.959	9.156.099	9.782.355	9.614.889	10.118.826	10.159.579
	Ordentliche Gerichte	8.583.971	8.256.241	8.730.607	8.634.836	9.160.555	8.965.692
	Fachgerichtsbarkeiten	114.988	899.858	1.051.748	980.053	958.271	1.193.887
	Rueckfluesse	1.664.437	1.500.992	1.648.647	1.787.072	1.961.103	2.161.071
SN	Gesamt	20.481.026	20.420.733	20.669.998	20.512.149	21.294.564	20.981.780
	Ordentliche Gerichte	17.904.627	17.684.846	17.759.989	17.125.175	17.440.240	16.671.926
	Fachgerichtsbarkeiten	2.576.409	2.735.887	2.910.009	3.386.974	3.854.324	4.309.854
	Rueckfluesse	nicht erfasst	nicht erfasst	nicht erfasst	nicht erfasst	4.979.136	4.902.634
ST	Gesamt	20.004.228	21.400.525	21.461.562	21.284.626	21.484.647	21.462.840
	Ordentliche Gerichte	17.958.763	19.295.761	19.065.016	18.687.712	18.615.464	18.253.233
	Fachgerichtsbarkeiten	2.045.465	2.104.764	2.396.546	2.596.914	2.869.183	3.209.607
	Rueckfluesse						
SH	Gesamt	21.530.500	20.832.200	20.862.000	21.492.900	21.571.600 2	1.346.100
	Ordentliche Gerichte	19.277.600	18.669.100	18.541.400	19.074.600	18.824.700	18.593.300
	Fachgerichtsbarkeiten	2.252.900	2.163.100	2.320.600	2.418.300	2.746.900	2.752.800
	Rueckfluesse						
TH	Gesamt	13.084.047	13.245.430	13.451.619	12.952.040 13	13.514.476	13.468.782
	Ordentliche Gerichte	11.317.551	11.420.227	11.427.111	10.608.492 7	10.473.787	10.289.926
	Fachgerichtsbarkeiten	1.766.496	1.825.203	2.024.508	2.343.548	3.040.689	3.178.856
	Rueckfluesse	3.261.794	3.026.801	3.121.083	3.243.149	3.337.462	3.466.995

1 2013年改正訴訟費用援助法（Prozesskostenhilfe1980年，2013年改正）¹⁾

訴訟費用援助については，ドイツ民事訴訟法（ZPO）114条～127条が規定する。

- 1) 2013年の法改正の経緯については，(1) 2010年3月24日の連邦参議院法案（BT-Drucks. 16/1994）（拙稿「民事訴訟費用援助制度の新たな動き——ドイツ訴訟費用援助制限法—連邦参議院法案—」修道法学35巻2号169頁以下参照），(2) 2012年5月参事官草案（拙稿「訴訟費用援助削減の動向——ドイツ参事官法案を中心として——」修道法学36巻1号1頁参照）など参照。(3) 2013年5月15日に連邦

(1) 付与要件

(ア) 主体的要件（資力要件）ZPO114条

当事者の人的または経済的な状態に基づいて、訴訟追行の費用を、①まったく支払えない当事者、②一部しか支払えない当事者、③分割払いでしか支払えない当事者に付与する。当事者とは自然人を意味し、外国人、無国籍者も含まれる。なお、法人（ドイツ法人、EU諸国の法人、経済協定諸国の法人）、当事者能力のある人の集合体、職務上の当事者については、別にZPO116条が規定する。

当事者は、所得を投入しなければならない。所得には、金銭または金銭価値のあるすべての収入が含まれる（115条1項1文・2文）。訴訟費用援助の申立人の所得に限られ家族の所得は含まない。当事者は、期待可能な限度で、自己の資産を利用しなければならない。訴訟費用が、4回の分割払いにより、および資産からの拋出金によって完済できるときは、訟費用援助は付与されない。

なお、所得の算定は、ZPO115条の規定内容によると、次のような方法となる。

$$1 \quad \text{「利用すべき1か月の所得」} = \text{総所得} - \text{控除すべき費用等}^2)$$

参議院法案は連邦議会否決され、2012年11月14日の連邦政府の改正法律案（BT-Drucks. 17/11472）が「訴訟費用援助法および助言援助法の改正法律案」（2013年9月6日官報）となり、2014年1月1日より同法が施行されている。この辺りの経緯については、別稿にて紹介するつもりである。

2) 所得からは、次の費用が控除される。すなわち、①社会法第12編82条2項所定の費用（所得税、社会保険の義務的な掛け金、公的・私的な保険の掛け金で法定されているもの、所得を得るのに必要な経費、障害者に対する雇用促進給付金）、②就労所得のある当事者の場合、単身または単身で子を養育する受給者に対して、社会法12編28条別表通常需要・第1段階の額により定められた、最高の基準額の50%に相当する額（206ユーロ、2014年1月1日より）、③当事者および配偶者（生活パートナー）それぞれにつき、同様の最高の基準額の10%増しの額（当事者につき452ユーロ、配偶者または生活パートナーにつき452ユーロ、2014年11日より）、④法律上の扶養義務に基づき扶養権者に扶養給付をしている場合、一人の成人につき、上記10%増しの額（成人は362ユーロ、15歳～18歳は341ユーロ、7歳～14歳は299ユーロ、6歳まで263ユーロ）、⑤当事者の生活状況と不均衡でない限り、住居費お

- 2 「分割金」=利用すべき1か月の所得の1/2（半額）
- 3 ただし、分割金が10ユーロ未満のときは、分割払いはしない（115条2項2文）。
- 4 また、利用すべき所得が600ユーロ以上のときは、300ユーロに、600ユーロを超える額を加算した金額（115条2項3文）。
- 5 分割払いは、上訴の如何に拘りなく、最高48か月である。

（イ）客体的要件（勝訴要件）

目的とする権利追行または権利防御が、①十分な勝訴の見込みを有し、かつ、②慎重さを欠くものでないこと（ZPO114条1文）。

（2）訴訟費用援助の審査・付与手続

当事者は、受訴裁判所に所定の用紙を用いて、訴訟費用援助の付与の申立てをする（ZPO117条1項1文前段）。口頭による申立ても可能である（117条1項1文後段）。当事者は、証拠方法を提示して、事実関係を陳述しなければならない（117条1項2文）。当事者は、人的・経済的な状況（家庭の状態、職業、資産、所得、負担）について説明して、それに関する資料を添付しなければならない（ZPO117条2項1文）。

司法補助官法20条2項により、ラントは法規命令により、裁判長からの委譲により、司法補助官が主体的要件（ZPO114条・115条）の審査、事実調査（118条2項）、和解調書の作成（118条1項3文）、主体的要件の欠如に基づく付与の拒否裁判（118条2項4文）を行う旨を規定することができる。司法補助官の権限は、これに基づく。

申立てについて、期間の定めはない。ただし、裁判所が申立てについての裁判を遅延したときは、訴訟費用援助は遡及的に付与しなければならない。裁判所の手続上の瑕疵を無資力当事者の負担に帰してはならない。

よび暖房費、⑥社会法による割増し需要（Mehrbedarfe）（第2編21条、第12編30条）（妊婦の費用、子供の養育費・教育費、障害者の就業費、医療に伴う食事代、回避できない継続的な特別需要）、⑦特別な負担を考慮して相当な限度で、その他費用（民法1610条a）。

訴訟援助の付与に先立ち、相手方は、特別な理由から不合理といえないときは、態度表明の機会を与えられなければならない（ZPO118条1項）。

裁判手数料は、第1審手続では、無料である（裁判所費用法1条1項）。第2審で抗告が棄却・却下された場合は、一括手数料が生ずる。他方、事実調査、証人・鑑定人の尋問などにより生ずる費用は、まず国庫が負担し、訴訟終了後に本案訴訟で敗訴した当事者が最終的に負担する（118条1項4文・5文）。

裁判外の費用のうち、相手方に裁判外で生じた費用は、償還しない（118条1項4文）が、援助を付与された当事者が訴訟で勝訴したときは、準備費用として相手方から償還できる。

(3) 訴訟費用援助の裁判

裁判所は、訴訟費用援助の裁判に先立ち、調査を行い、事実関係を解明することができる（ZPO118条2項2文）。裁判所の定めた期間内に申立て当事者が主体的要件の疎明をしない、特定の問題について答えないときは、裁判所は訴訟費用援助を拒否することができる（118条2項4文）。この措置は、裁判長、受託裁判官が行うものとする（118条3項）。また、司法補助官も命を受けて実施することができる（司法補助官法20条4a号）。

訴訟費用援助の裁判（付与・拒否・取消しの決定）は、それぞれの審級毎に行う（ZPO119条1項1文）。訴訟費用援助手続の裁判は、口頭弁論を経ないで、決定により行う（127条1項1文）。

付与決定においては、つぎの事項について掲げなければならない（ZPO120条1項）。①付与する旨の裁判、②付与の範囲、③付与の時点、④申立人が分割払いをすべきときは、その分割金の額（120条1項1文）。裁判所が支払時期を別に規定しない限り、支払い義務は直ちに発生する（民法271条参照）。支払いは、ラントまたは連邦のそれぞれ国庫にしなければならない（120条2項）。延滞した支払いは、強制的に徴収できる（司法徴収法1条4号a）。⑤資産を利用すべきときは、資産から自己負担しなければならない金額（ZPO120条1項1文）⑥申立てに応じて、分割払いの定め

のない、または資産からの自己負担の定めのない訴訟費用援助が付与されたときは、理由を付す必要はない。⑦一部付与、分割払い、資産からの支払いの定めがある訴訟費用援助の付与の場合は、決定には必ず理由を付さなければならない。申立人の経済的状态についての記述が含まれた理由は、申立人の同意がない限り、相手方に通知することはできない（127条1項3文）。⑧費用の裁判は、行わない。

訴訟費用援助を付与しない旨の決定には理由を付さなければならない。理由に、主体的要件（資力要件）についての記述が含まれるときは、申立人の同意があるときにのみ、相手方に通知できる（ZPO127条1項3文）。拒否決定は、既判力を生じない。拒否決定後に、改めて訴訟費用援助付与の申立てができる（連邦憲法裁 FamRZ 2004, 940）。ただし、主体的（資力）・客体的（勝訴）要件に変化がないにもかかわらず、再度申立てを行うのは権利の濫用とみなされる。

裁判所は、訴訟費用援助の基準となる人的・経済的な状態が著しく変化したときは、当事者の支払いについての裁判を変更しなければならない。裁判所の要請に基づき、当事者はいかなるときにも、状態の変化が生じたか否かについて説明しなければならない。当事者にとって不利となる内容への変更は、裁判の確定またはその他の手続の終了から4年が経過したときは、行わない。他方、当事者の経済的状态が著しく改善した、または、その住所が変わったときは、当事者はそれを遅滞なく裁判所に届け出なければならない。当事者が継続的な1か月の所得を取得したときは、それまで基礎におかれていた純所得との差額が100ユーロを超えることが一回限りでないときに限り、所得の改善は著しいものであるといえる。

申立人は、自己に不利な決定に対して、即時抗告によって不服を申し立てることができる（ZPO127条2項）。本案の訴額が600ユーロを超えないときは、即時抗告はできない（127条2項2文後段）。ただし、裁判所がもつぱら主体的要件を否定しているときは、その訴額による制限はなく、即時抗告できる（127条2項2文後段）。即時抗告の期間は、1か月である

(127条2項3文)。その期間を徒過したときは、訴訟費用援助決定に対し、もはや不服申し立てはできない。ただし、決定は既判力を生じない。

国庫は、申立人に支払いの義務のない訴訟費用援助が付与された場合にのみ、即時抗告をすることができる(ZPO127条3項1文)。抗告の理由は、当事者は、その人的および経済的な状態からして、支払いをしなければならなかったという事情にのみ基づくことができる(ZPO127条3項2文)。抗告手続の費用は、償還されない(127条4項)。

(4) 弁護士の付添い

資力のない当事者に対して、財政的な援助によるだけでは裁判所へのアクセスを開くのに十分ではなく、適切な権利追行・権利防御のために必要である場合には、また武器平等の原則からも、弁護士による代理が必要である。

弁護士強制が定められた地裁以上の訴訟手続³⁾では、裁判所の付添決定により、当事者は、自ら選択した弁護士の代理を受けることができる(ZPO21条1項)。

当事者訴訟が認められる場合⁴⁾であっても弁護士の代理が必要である、または相手方が弁護士により代理されているとき、当事者の申立てにより、自ら選択した弁護士の代理を受けることができる(ZPO121条2項)。

受訴裁判所の管轄内で所属認可を受けていない弁護士(管轄外の弁護士)(*auswärtigen Rechtsanwalt*)は、そのために余分の費用が生じないときのみ、付添うことができる(ZPO120条3項, 121条3項・4項)。

3) 弁護士強制が法定された手続は、次のとおりであり、これらの手続では、弁護士付添いの明示的な申立ては必要ない。むしろ、裁判所は付添いを命ずる義務がある。すなわち、①地方裁判所、高等(上級)裁判所、連邦裁判所の手続(ZPO78条1項)、②家庭裁判所の手続(ZPO78条2項・3項。婚姻事件、婚姻効果事件など)、③ラント(地方)労働裁判所、連邦労働裁判所の手続(労働裁判所法11条2項)、④高等(上級)行政裁判所、連邦行政裁判所の手続(行政裁判所法67条1項)、⑤連邦社会裁判所の手続(社会裁判所法166条)である。

4) 区裁判所、労働裁判所、行政裁判所、社会裁判所、ラント社会裁判所、財政裁判所の手続がこの場合に当たる。

当事者が代理を引き受ける弁護士をみつめることができなかつたとき、裁判長は、当事者の申立てに基づき、弁護士に付添いを命ずる（121条5項）。いわゆる緊急弁護士である。当事者が、弁護士を探したが、見つからなかつたと申し立てる必要がある。義務的な裁量で選出された弁護士の付添い命令により、弁護士は代理を引き受けなければならない（連邦弁護士法48条）。

裁判所の付添い決定により、弁護士は国庫に対して報酬請求権を有する（弁護士報酬法45条以下）。報酬請求権は、訴訟費用援助を付与し、かつ、弁護士の付添いを命じた決定により確定される（弁護士報酬法48条1項）。

(5) 訴訟費用援助の効果

付与の効果は、申立当事者本人にのみに生ずる。国庫の申立当事者に対する費用請求権（裁判所費用、執行官費用、付添い弁護士に支払う報酬）は、裁判所の付与決定で定められた支払い方法・金額に基づいてのみ、援助当事者に請求できる（ZPO122条1項）。

付添い弁護士は、援助当事者に報酬を請求することはできない（122条1項3号）。それに代わり、付添い弁護士は、援助当事者のための職務行為については、国庫から法定の報酬を受ける（弁護士報酬法45条1項）。

原告側当事者が支払いの定めのない訴訟費用援助を付与されている場合には、相手方当事者も、裁判所費用、執行官費用の支払いを一時猶予される（122条2項）。被告側当事者が支払いの定めのない訴訟費用援助を付与されても、相手方には効果は生じない。原告は、審級の手続を申し立てた費用や予納費用（裁判所費用法22条・17条・18条）を支払わなければならない。訴訟費用援助を付与された被告側当事者が敗訴した場合には、国庫は、すでに徴収した費用を勝訴の相手方（＝原告）に返還する（裁判所費用法33条1項後段）。

(6) 裁判所による付与の取消し

以下の取消事由がある場合、裁判所は付与を取り消す決定をしなければならない（ZPO124条）。①当事者が係争関係を不当に陳述して、付与要件

(=客体的要件)を偽ったとき(1号), ②当事者が故意または重大な過失により, 主体的要件について虚偽の申立てをしたとき, または裁判所の要請に基づく, 当事者の状態の変化の発生についての説明義務を怠った, または十分にしていないとき(2号), ③主体的要件が付与の時点でなかったにもかかわらず, その存在が誤って認定されたとき(3号)ただし, 判決の確定またはその他の終結(和解)から4年が経過しているときは, 取消しはしない。④当事者が, 裁判所に所得・資産の状態の著しい改善または住所変更について, 故意または重大な過失により, 不当に報告した, または遅滞なく報告していないとき(4号), ⑤当事者が3か月以上分割払いを怠った, または, その他の費用の支払いを遅延したとき(5号)。

証拠申立てが慎重さを欠いているとき, または, 申立てのあった証拠調べが十分な勝訴の見込みを示さないとき, 裁判所は訴訟費用援助の付与を一部取り消すことができる(ZPO124条2項)。

付与のすべての効果(122条)が消滅する。一部取消しの決定に対しては, 127条2項2文により, 即時抗告によって不服申し立てができる。

2 訴訟費用の負担との関係

ドイツ民事訴訟法(ZPO)91条第1項は, 「敗訴した当事者は, 訴訟費用を負担しなければならない。」と規定しており, ドイツにおいても原則として敗訴者が裁判所に訴訟費用を支払わなければならないが, 日本と違い, その第2項で「勝訴した当事者の弁護士の法定の手数料および立替金は, すべての訴訟において償還しなければならない。」[「弁護士は, 自己の事件においては, 訴訟代理権のある弁護士の手数料および立替金として償還を求めることができたであろう手数料および立替金の償還を受けることができる。」と規定している。すなわち, ドイツにおいては, 勝訴した当事者の弁護士費用も敗訴者が負担することが法定されているのであり, この点において敗訴者が負担する訴訟費用の意義は, わが国とは異なるといえる。

なお, ドイツにおける「訴訟費用」の内訳は, 裁判所に納付すべき「裁

判所費用」(Gerichtskosten) (手数料 (Gebühre), 裁判所が立て替える諸経費 (Auslagen) (証人・鑑定人への日当などその他の費用)) および「弁護士費用」(Anwaltskosten) となる。

裁判所費用については、裁判所費用法 (Gerichtskostengesetz: GKG) が、弁護士費用については、弁護士報酬法 (Rechtsanwaltsvergütungsgesetz 2004年。2013年改正：RVG) が規定する。裁判所費用である手数料は、訴訟額に応じて算定される (GKG 2条1項)。弁護士の報酬算定の基準となるのもこの手数料である (同2条2項)。

援助当事者が勝訴した場合は、国庫から敗訴した相手方へ費用償還請求がなされることになる。国庫は、敗訴の相手方が訴訟費用の支払いを確定的に命ぜられたときに初めて、裁判所費用および執行官費用を相手方から取り立てることができる (ZPO125条1項)。相手方が一時支払いを猶予されていた裁判所費用 (ZPO122条2項) について、同様に取立てることができる (125条2項)。また、付添い弁護士は、訴訟費用の支払いを命ぜられた相手方から、自己の名で、通常の報酬額を取り立てることができる (ZPO126条1項)。

他方、援助当事者が敗訴した場合は、訴訟費用援助の付与は、相手方に生じた費用の償還義務に影響を及ぼさない (ZPO123条)。つまり、訟費用援助の付与は、当事者に絶対的な費用免除を生ずるものではない。したがって、勝訴した相手方は、敗訴した援助当事者に対して、すべての訴訟費用を償還請求することができる (ZPO91条)。

裁判所費用の扱いについてであるが、援助当事者が支払い義務のない訴訟費用援助を付与されている場合は、相手方も、裁判所費用の支払いを一時猶予されている (122条2項)。そこで相手方が勝訴しても、一時猶予されていた費用については、費用償還請求権は発生しない。また、勝訴した相手方は、すでに支払い済の裁判所費用を国庫から返還される。その限りで、援助当事者は保護される (GKG31条3項1文)。

3 2013年改正助言援助法

「助言援助」とは、裁判外の領域での訴訟費用援助に対応する制度である。2013年の法改正により、大幅な法改正が行われた。助言援助法は、低所得の市民に、若干の自己負担と引き換えに、裁判手続外および強制的（義務的）（obligatorischen）和解手続において法的助言および法的代理を保障する。以下に助言援助法（Gesetz über Rechtsberatung und Vertretung für Bürger mit geringem Einkommen（Beratungshilfegesetz-BerHG））の概要を紹介する。

(1) 要件（1条）

裁判手続外、および民事訴訟法施行法15条 a による義務的和解手続における権利主張のための援助が目的である。具体的には、①権利保護を求める当事者が、その人的および経済的な状態からして、必要な費用を支払うことができないとき、②権利保護を求める者が、その利用を期待されるべき他の援助の可能性を利用できないとき、③助言援助の要求が慎重さを欠くものとみえないときに利用できる。

(2) 助言援助の内容・効力範囲（2条）

申立人が、法律事件の範囲、難易度または意義から考えて、助言だけでは自己の権利行使を自らできないとき、代理は必要である（2条1項2文）。

助言援助は、すべての法律事件に付与される（2項1文）。刑法・秩序違反法の事件は、助言のみが付与される（2文）。外国法が適用される事件については、事実関係がドイツとの関連を示さない限り、付与されない（2条3項）。

助言援助の担当者（3条）は、弁護士、弁護士会所属の法律補助者（Rechtsbeistände）である。助言援助は、つぎに掲げる者も、それぞれの法的助言権限の範囲内で、付与できる。すなわち、租税助言者（Steuerberater）および租税代理人（Steuerbevollmächtigte）、会計検査人（Wirtschaftspruefer）および宣誓した会計士（Buchpruefer）、年金助言者（Rentenberater）である。また、区裁の司法補助官も助言援助できる。ただ

しこの場合は、即時の教示、他の援助の指摘、申立ての受理に限られる（3条2項）。

（3）助言援助の審査手続・助言援助の実施

申立ては、口頭または書面による（4条2項1文）。助言援助を求める事実関係を陳述しなければならない（4条2項2文）。

申立てには、①申立人の人的・経済的状态についての説明、特に家族状態、職業、資産、所得および負担についての記述、およびそれを証する書面（3項前段）を添付しなければならない（4条3項）、同一事件について助言援助を従前付与されたこと、また法律によって拒絶されたことがない旨、および、裁判手続が係属していない、または係属したこともない旨の申立人の保証（3項後段）が必要となる。

裁判所は、申立人が事実上の申立てについて疎明するように求めることができる。特に宣誓に代わる保証を求めることができる（4条4項1文）。裁判所は調査を行う、特に文書の提出を命じ、かつ、情報を収集することができる（4条4項2文）。ただし、証人および鑑定人は尋問しない（4条4項3文）。裁判所が定めた期間内に、申立人が人的・経済的な状態に関する申立てについて疎明しない、または、特定の問題について答えない、または不十分にしか答えないときは、裁判所は助言援助の付与を拒否する（4条5項）。

助言援助が事後的に申立てられる場合において（6条2文）、助言者は、助言援助の開始前に、申立人が人的・経済的状态を証明するように要請し、同一事件に関してそれまでに裁判所によって助言援助を付与されたことも拒否されたこともないこと、および同一事件に関して裁判手続が係属しているまた係属したこともないことを陳述するように要請することができる（4条6項）。

助言援助の付与要件が存在し、かつ、事件が区裁（司法補助官）で解決されないときは、区裁は、事件の内容を詳細に記して、申立人の選択にかかる助言者による助言援助のための資格証明書を交付する（6条1項）。

申立人が助言援助について直接に助言者を訪れたときは、助言援助付与の申立ては事後的にすることができる。この場合に、申立ては助言援助活動の開始後、遅くとも4週間以内に行なければならない(6条2項1文・2文)。

(4) 付与の取消し(6条 a)

裁判所は、助言援助の要件が付与の時点で存在していなく、かつ、付与から一年が経過していないときは、職権により付与を取り消すことができる(6条 a 1項)。

助言者は、申立人が、助言援助が付与された助言または代理に基づいて、一定の物を取得したときは、付与の取消しを申し立てることができる。

裁判所は、申立人が取得した物に基づくと、助言援助の付与のための人的・経済的な要件についてもはや満たしていないときは、申立人を審尋したのち、助言援助の付与についての決定を取り消すものとする(6条 a 第2項3文)。

助言援助の付与が取り消されたとき、助言者の国庫に対する報酬請求権は影響を受けない(8条 a 第1項1文)。ただし、助言者が、助言援助の履行時に付与要件がないことを知っていた、または、過失によりそれを知らなかったとき、または、助言援助の取消しを自ら申し立てた(6条2項)ときは、その限りでない。

助言者は、つぎの場合には、通常の規定に従って報酬を請求することができる(8条 a 第2項)。すなわち、①助言者が国庫からの報酬を請求していない、またはその支払いを求めているとき、かつ、②助言者が、申立人から依頼を引き受ける際に、申立人に対し、付与の取消し可能性、および報酬への効果について指摘しているときには、報酬を請求することができる。

申立人が助言援助の手数料(連邦弁護士報酬法別表1 Nr.2500)⁵⁾をすで

5) 報酬表(2013年改正)によると、助言援助手数料15ユーロ、助言手数料35ユーロ(裁判外の合意を目指した助言活動70ユーロ)、業務手数料85ユーロ、裁判外の

に支払っている限り、それは報酬請求権と相殺される（8条 a 第2項2文）。助言援助のための人的・経済的な要件がなかったという理由で、助言援助の付与が取り消されるとき、国庫は、申立人に対して、自ら助言者に支払ったまたは差し引いた金額を請求することができる（8条 a 第3項）。

(5) 不服申立て

助言援助の付与申立てを却下した決定、付与を職権により、または助言者の申立てにより再び取り消した決定に対して、申立人は異議のみを行うことができる（7条）。

(6) 費用との関係

相手方が申立人に権利行使の費用を償還すべき義務を負ったとき、相手方は、助言者の活動に対して、通常の規定に従った報酬を支払わなければならない（9条1文）。請求権は、助言者に移転する。この移転は、申立人の不利益になるように主張できない（9条2文・3文）。

助言者の報酬は、助言援助に適用される弁護士報酬法の規定による。弁護士でない助言者は、その限りで、弁護士と同等に扱う（8条1項1文・2文）。つまり、助言援助の枠内での活動に対しては、助言援助法3条1項による相談所の活動に対して、特別な合意がない限り、弁護士は、ラントの国庫からこの法律に従って報酬を受ける（弁護士報酬法44条1文）。助言手数料は申立人のみが負担する（弁護士報酬法44条2文）。

助言援助の付与は、助言者は、助言援助の手数料（弁護士報酬法44条2文）を除き、申立人に対して、報酬を請求できなくなるという効果を生じる（8条2項1文）。事後的申立ての場合にも（6条2項）、裁判所による裁判までは、同様とする（8条2項1文・2文）。事後的な申立てにおいて、助言援助が付与されなかった場合、助言者が受任の際に申立人に指示していたときは、通常の規定に従って報酬を請求することができる（8条 a 第4項）。

↘ 合意を目指した活動 債権者5人まで270ユーロ、6-10人405ユーロ、11-15人540ユーロ、16人以上675ユーロ、合意手数料・解決手数料150ユーロである。

◇助言援助の統計 (Vgl. BT-Druckssache 17/11472, S.21ff.)

1) 申立て・付与・却下件数

年	申立て件数	資格証明書交付	資格証明書交付	申立て却下	EU 関係
		申立人の直接申立て	弁護士の申立て (事後的も)		
1981	59189	35175	14469	9545	—
1990	239009	67171	162422	14711	—
1995	266416	94313	162436	9082	—
2000	425032	172128	239466	12833	—
2005	790354	369642	392379	27562	—
2010	970152	494034	404754	70103	1110

2) 弁護士による助言援助の内訳, 助言援助の経費

年	助言・教示	代理	和解締結・事件の解決	経費
1981	12064	10286	1830	1627427
1985	39981	79932	11633	12720531
1900	44098	130277	8429	20909585
1995	51179	136084	10064	27506615
2000	83021	214469	17394	36459319
2005	146888	370142	51493	63561678
2010	174764	504755	59010	85168650

以上